

再軍備の政治的展開と

国民世論の動向

(下)

岡田直之

(7)

すでに言及したように、敗戦後数年をへず胎動しはじめるアメリカの軍事戦略体制の変化に対応して、非武装日本の軍事基地化と再軍備化という形容矛盾の政策が漸次具体化してゆくが、昭和二五年初頭までの、あるいはヨリ象徴的な時点をあえて指示するなら、同年六月の朝鮮戦争勃発以前の国民世論はそのような軍事化へのペースに巻きこまれることなく、むしろ平和憲法の志向する非武装中立への傾斜をみせていたと思われる。新憲法の制定当初において、戦争放棄の条項に対する国民の共感と支持は圧倒的であったが、永世中立に対する国民世論の親近性と願望は、二四年の各種の世論調査においても(△二四・八Y)は昭和二四年八月実施の読売新聞の世論調査であることを表わす。以下同様に、Aは朝日新聞、Mは毎日新聞、Gは内閣官房審議室・広報室、Kは小林直樹ほか憲法学者の世論調査であることを意味する)、明

瞭に表明されている(図2参照)。じっさい、△二四・一一Mはその調査結果の解釈として、「さすがに、戦争の生々しい痛苦は痛々しい階調を帯びて出て来た感じが深い」と述べ、また△二四・一一Aの有識者調査においても、「全般を通じて、今後の日本としてはあくまで戦争の危険を避けるべきであるとの見解が全回答に共通して表れていた」と指摘されているように、非武装中立は新生日本の志向すべき自明の前提として、広く一般に認識されていたといつてよい。

図2a 永世中立と集団保障の
いずれを望むか—24.8Y—

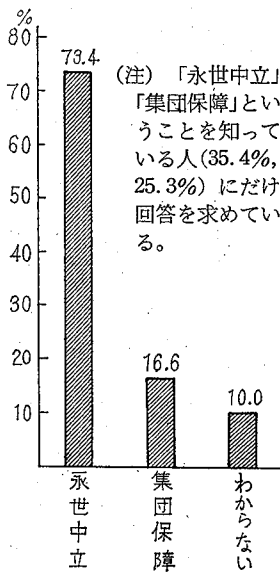


図3 朝鮮戦争の醸成した国民の不安感情
—25. 8M—

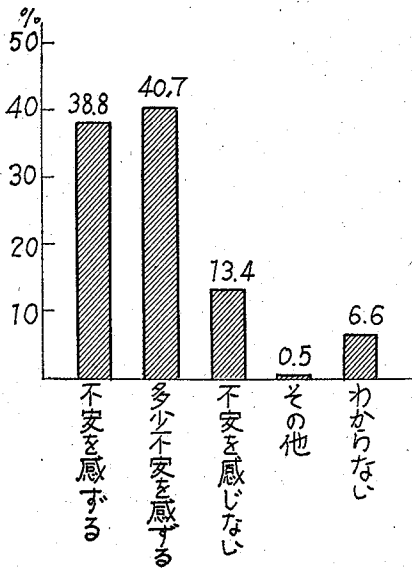


図2b 安全保障方式について —24. 11M—
(東京・大阪)

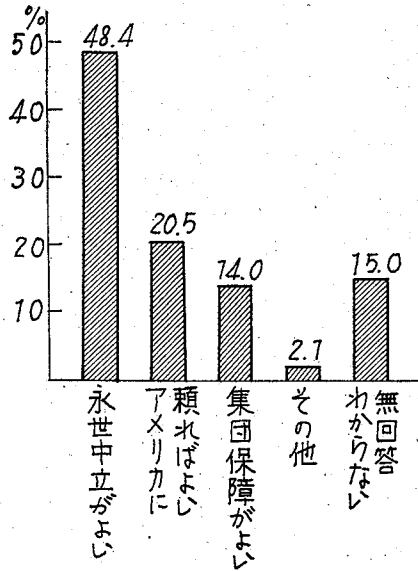
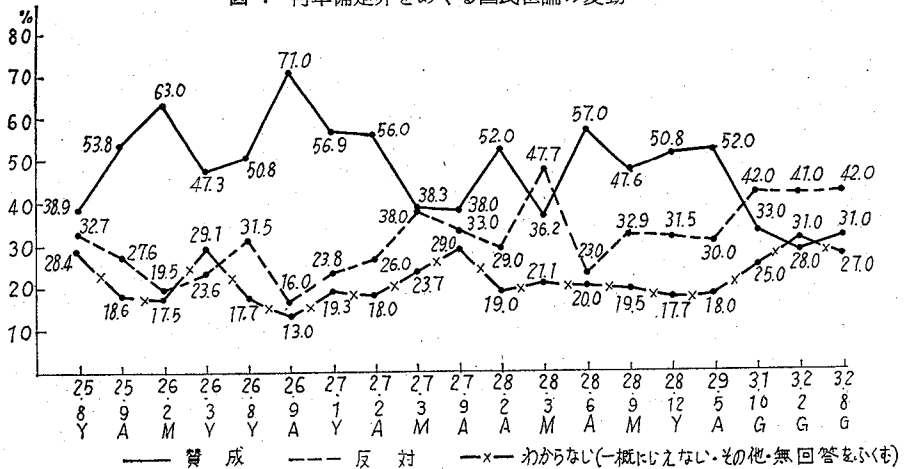


図4 再軍備是非をめぐる国民世論の変動



しかしながら、二五年六月の朝鮮戦争は平和主義の国民世論に、まことに深刻な衝撃を与えたり。〔二五・九A〕によると、国民の過半数は警察予備隊や海上保安隊とは別個の、日本を侵略から守れる軍隊の創設に賛成するようになる〔図4参照〕。この再軍備賛成世論のほとんど突発的噴出は朝鮮戦争の醸成した茫漠たる不安感と無関係でなく〔図3参照〕、さらにその背後に、この事変に巧みに便乗して、赤色侵略の脅威を吹聴した支配層の反共宣伝が微妙に影響したと思われる。ちなみに、吉田首相は第八臨時国会の施政方針演説（二五・七・一四）において、「この突発事変は決して対岸の火災ではなく、共産勢力の脅威がいかにわが国の周辺に迫っているかを実証するものであり、また赤色侵略者が、いかにその魔手を振いつつあるかを如実にこれを見るのである。すなわち、わが国自体がすでに危険にさらされている〔a〕」と述べ、軍事基地化をふくむ再軍備の緊急性について、国民世論の操作に乗りだすのである。

この吉田演説はさらに、全面講和論や永世中立論に対し、「たとえ真の愛国心より出たものであっても、これは全く現実から遊離した言論であるのみならず、自らを共産党の謀略に陥れんとする危険千万な思想であることをわれわれ国民はささとるべきである〔b〕」ときめつけている。かかる事態に直面して、中立主義の国民世論が萎縮したとしても、むしろ自然の成りゆきであつたらう。〔二五・一二M〕によると、講和後の日本の中立性に対する見通しについて、国民の半数は

図5 講和後の日本の中立性の可能性 —25.12M—

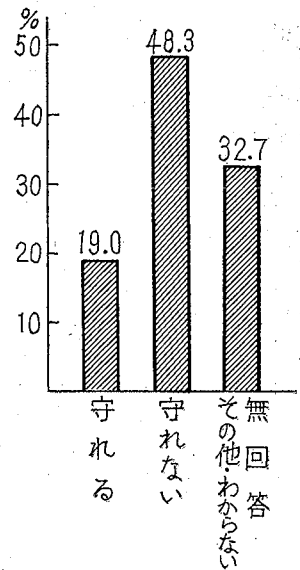
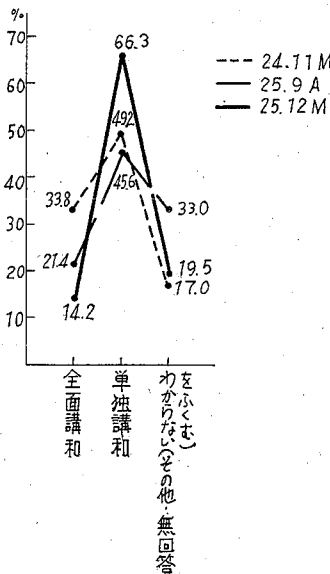


図6 講和に対する国民の態度

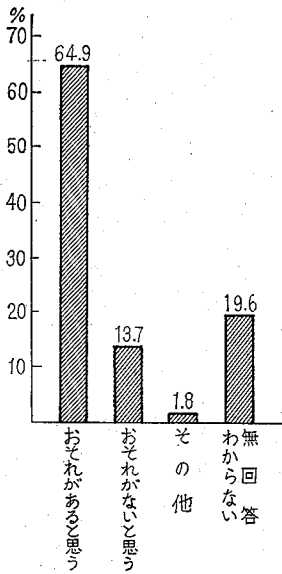


かくは否定的態度を表明している〔図5参照〕。しかも、中立への否定的傾向は単独講和への大きな傾斜と併存的に進行しているように見受けられる〔図6参照〕。全面講和か単独講和かの二者択一が原理的に日本国憲法の明示する国家理念の根幹に触れざるをえない点を考えるなら、むしろ論理的に予

想される連関性であるといわなければならない。

政治情勢が安保条約と抱きあわせの単独講和条約の締結へ移行するにつれて、若干の曲折を示しながらも、再軍備賛成世論は上昇気流にのり、講和条約調印の前後において、ひとつの頂点に達したように思われる【図4参照】。このような再軍備賛成への世論の高揚は、指摘するまでもなく、講和問題の政治的日程化を契機に、多分に情動的な文脈において噴流する独立への憧れを潤滑油に、独立国家↓自衛軍隊という単純な機械論的体制ロジックの浸透と深くかかわっている。と同時に、「真空論」あるいは「戸締まり論」といったダレンスの反共理論に基づく世論操作が少なからず成功した結果でもあろう。△二六・二M▽によると、講和後の占領軍引揚げにともなう共産主義勢力の侵略に対する不安は国民の六

図7 「真空説」に対する世論反応 —26.2M—



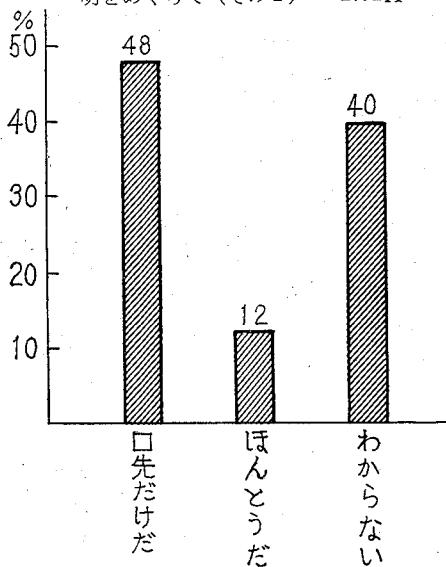
割をとらえており【図7参照】、この軍事的真空を充填する方法として、日本の軍事基地化と再軍備を是認させる方向に、

国民世論を操縦することはけっして高度の政治技術を必要としないはずである。

そのご、多少の下降性をはらみながらも、安保体制の発足にいたるまで、国民の過半数がともかく再軍備に賛成する世論基調は、変わらずに持続する。しかも、△二七・一Y▽の示唆するように、あるいは△二七・二A▽から読みとれるように、再軍備の賛成世論は一般に固く、反対世論はむしろ脆弱である、といった特質さえうかがえるのである。このような世論状況から推定すると、安保体制の発足をまえに、国民世論は再軍備賛成の方向に固まりつつあったといえるかもしれない。じつさい、「再軍備はしない」という吉田首相

再軍備過程に対する世論の認知度

図8a 吉田首相の「再軍備はしない」という言明をめぐって(その1) —27.2A—



のたびかさなる言明にもかかわらず、国民の半数ちかくは偽装された再軍備をすで見抜いていたばかりでなく〔図8 a 参照〕、その四割は国内治安維持の名のもとに創設された

図8b 警察予備隊の役割について (その2)

—27.2A—

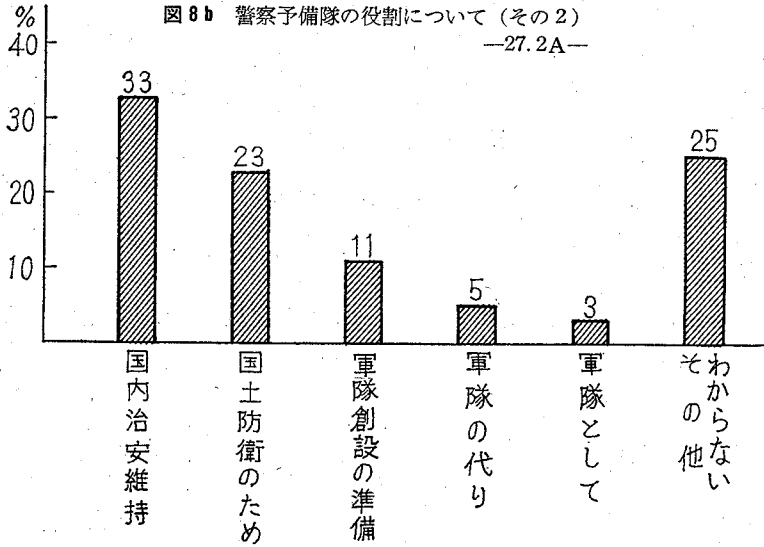
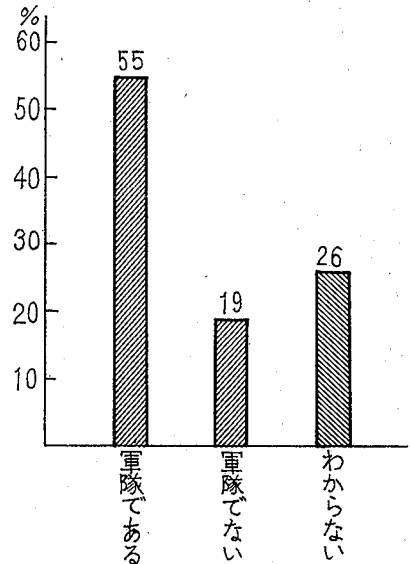


図8c 政府の考えている保安隊や防衛隊は軍隊かどうか (その3) —27.2A—



既存の警察予備隊でさえ、軍隊ないし準軍隊として受けとり〔図8b参照〕、さらに増強される警察予備隊(保安隊)に対しては、国民の過半数が軍隊であると断定しているように〔図8c参照〕、再軍備のリアリティは重苦しく国民世論を圧迫していたとみななければならない。

かくして、再軍備の第一期における国民世論の動向は一般に再軍備賛成世論の高揚期として特徴づけられるであろう。しかしながら、このような一般的形勢にもかかわらず、「平和のための武装」といったレトリックを必要ならしめたほゞ、再軍備世論の本質が複雑微妙なものであった点にも留意すべきであるし、なによりも、再軍備賛成といっても、その意味する一般的イメージは、本土防衛にあたる自衛の軍隊に

図9 創設軍隊の性格について (軍隊創設賛成者のばあい) —25.9A—

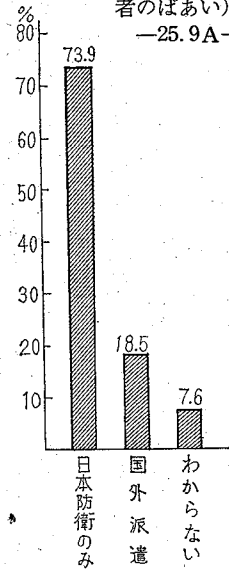
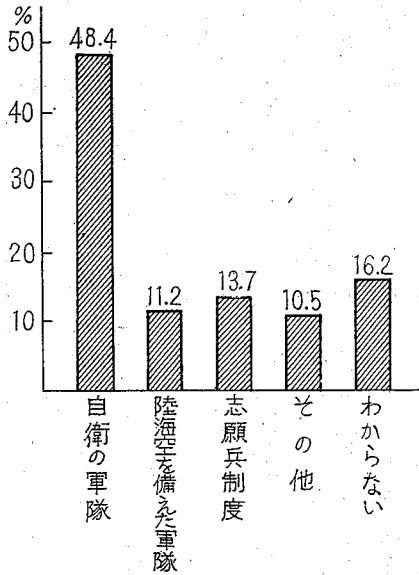
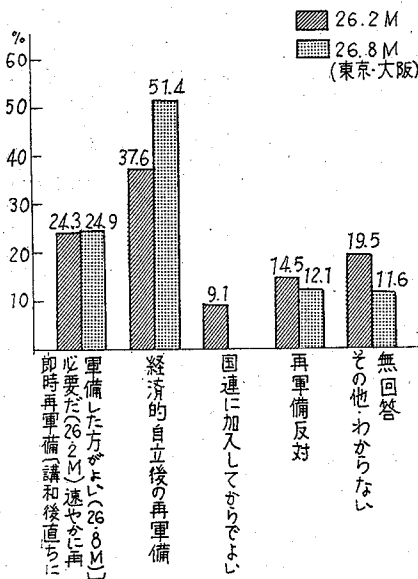


図10 再軍備賛成者の再軍備のありかたに関する意見 —26.8Y—



しぼられていたのである (図9・10参照)。「警察予備隊は新しい軍隊の土台となれ」との吉田首相の保安庁幹部に対する訓示をめぐって、世論の反撥を招くのも (二七・九A) (図4参照)、再軍備の一般的イメージに合致しないからである。軍隊の是非をストレートに質問した (二七・三M) にお

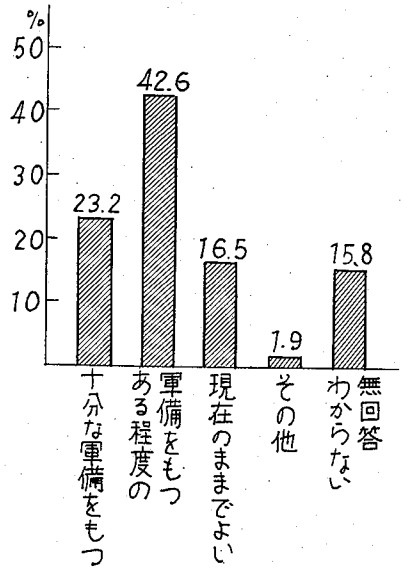
図11 再軍備の時期について



いて (図4参照)、賛否両論が真二つに分裂していることも (7)、再軍備世論を色どるきわめてデリケートな体質を物語っている。かようにみえてくると、さきに指摘した再軍備賛成世論の固さも、じつは、既成事実として存在する「再軍備」に限定されるかぎりにおいて妥当するとみなければならぬ。

問題の平面が一般的水準からより具体的・個別的水準に移行するにつれて、再軍備世論の微妙な体質はさまざまに露出されてくる。たとえば、再軍備実施の時期に関して、即時再軍備論は劣勢で、その大半は経済的復興ののちを要望しているとか (図11参照)、モデルトな規模の再軍備が希望されているとか (図12参照)、徴兵制に対する国民世論の抵抗がきわ

図12 再軍備の規模に関する意見
—25.12M—



めて鮮明に表出されているとか(図13参照)、自衛軍の最高指揮権について、シビリアン・コントロールの民主的形態への比重がみられるとか(図14参照)、あるいは憲法改正による本格的再軍備よりも、自衛力漸増方式がむしろ歓迎されているなど(図15参照)、再軍備世論の基調はけっしてミリタリズム一色に塗りつぶされているわけではない。しかし他面において、国防軍再建論者の大部分が素朴に憲法改正による本格的再軍備を主張するとか(図16参照)、あるいは再軍備をおこなう以上、陸海空三軍完備の軍隊を希望する(図17参照)、といった国民世論の混沌とした反応局面が顕出されている点も見過ごすことはできない。

結論的にいうなら、講和条約締結前後において、再軍備へ

図13 志願兵制か徴兵制かに関する世論

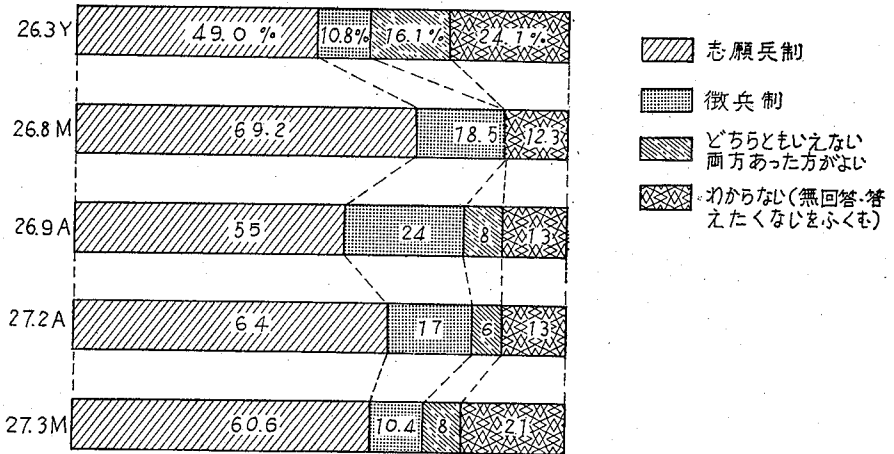


図15 日本防衛のふたつの方法をめぐって —27.1Y—

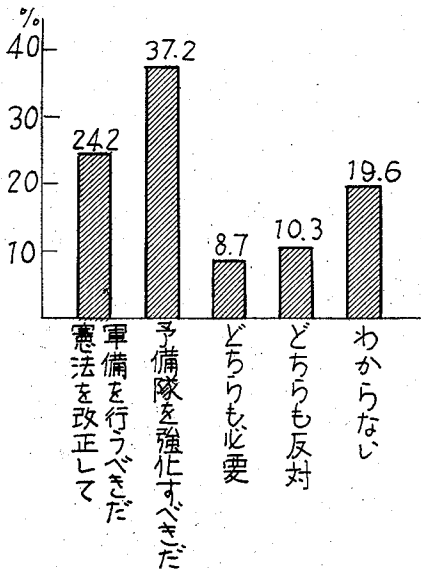


図14 自衛軍の最高指揮権（統帥権）について —26.3Y—

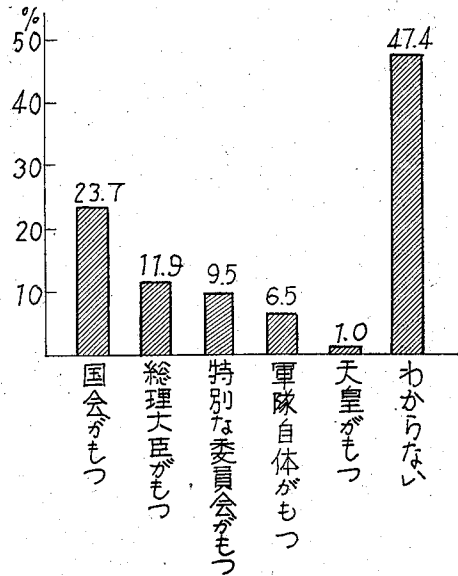


図17 自衛軍の性格について —26.3Y—

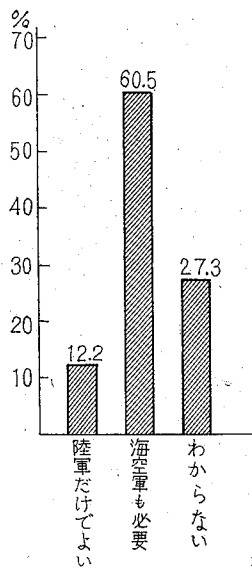
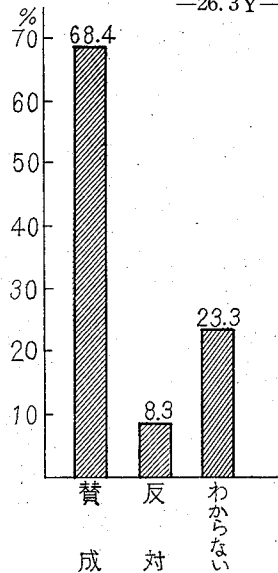


図16 国防軍再建論者の憲法改正に対する態度 —26.3Y—



の機運は支配層の世論操作のもとに急激に盛りあがるが、その再軍備の実質は不可避的に戦争体験・戦後体験によって制約されざるをえず、このかぎりにおいて、戦前の軍国主義、侵略主義との一応の異質性を示しながらも、他面、国民世論は旧態依然たる自衛観念あるいは軍隊イメージの惰性から十分解放されていない。ここに、われわれは再軍備世論のひとつの特質を見出すのである。

(1) 《二五・八Y》のばあい、国防軍の再建をめぐって、再軍備

賛成への世論傾斜はとくに認められない。しかし、この調査では、「アメリカの一部では、日本に国防軍を再建せよといわれているが、あなたはこれをどう思いますか」と質問しているため、国民感情を負の方向に誘導し、アメリカの傭兵的再軍備に対する世論の抵抗を触発した結果、再軍備賛成世論は少なからずブレーキをかけられたと思われる。《二六・三Y》においては、質問文の導入部「アメリカの一部では」を削除しているが、その調査結果は再軍備の賛成比率の増大と反対比率の大幅な減少となって現われている。この世論変動は時間的要因差によるよりも、むしろ質問文のバイアスに起因するといえよう。

- (2) a・b 『朝日』二五・七・一五。
- (3) ただし、このばあい、「講和後戦争が起れば日本は中立を守れると思いますか」とたずねている点において、否定的回答にヨリ有利な質問構成になっていることを勘案しなければならぬ。
- (4) 《二六・三Y》のばあい、再軍備の賛成比率が若干軟調であるが、これは、国防軍なる概念が国民世論になじみうすいため、意見の方向性が十分顕出せずに、反応のDKグループ化を招来したためかもしれない。
- (5) 《二七・一Y》はパネル調査を試み、五カ月まえに実施した世論調査における再軍備賛成者のうち、七割は動かず固定的であるのに、反対層の揺れは激しく、その四割余は賛成層にクラ替えしたと報告している。
- (6) 《二七・二A》はスプリット・バロット方式を採用し、賛否両層にそれぞれマイナスの刺激を与えることによって、意見保持の強度をテストしているが、再軍備賛成層のばあい、その六

図19 肉親の徴兵に関する意見 (再軍備賛成者のばあい) —27.2A—

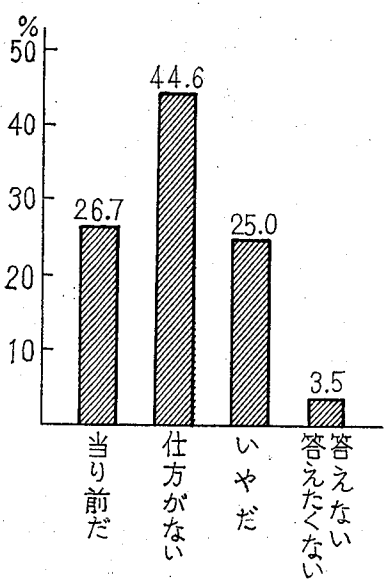
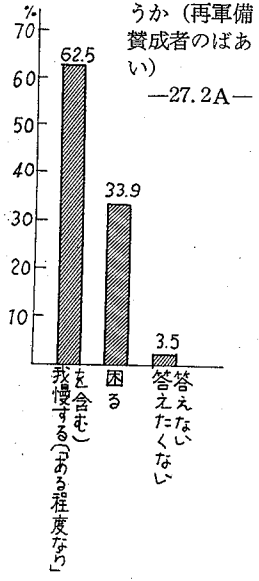


図18 経済的負担に耐えても再軍備に賛成かどうか (再軍備賛成者のばあい) —27.2A—



割は軍隊設置にとまなう国民生活への圧迫(税金高や物資の不足)に耐え忍んでも、再軍備を望み(図18参照)、肉親の徴兵に關しては、その二割強が当然と考えているにすぎないが、四割は止むなしとして、消極的賛成を示している(図19参照)。一方再軍備反対層についてみると、米軍引揚げにとまなうて、外国軍隊の侵略とか、生命や財産の危険が予想されるばあいでも、

再軍備の第二期においても、賛成世論は大勢として国民の半數ちかくを占める多数意見として底流し、一方、反対世論

(8)

軍隊の必要性を認めぬかと問いつめると、その六割は軍隊必要論者に転向し、絶対不要論者は二割ちかくにすぎない〔図20参照〕。もちろん、このような質問方式それ自体は誘導的性格のつよいものであるし、転向組の「再軍備」の実質は再軍備賛成層のばあいと同質のものでないであろうが、国民世論にこびりつく自己防衛の本能の根強さは、否定できぬであろう。

(7) ただ、この世論調査は、「特に直接軍隊に関係を持たざるを得ない立場にあり、この動向にもっとも敏感である満一六才以上の青年層に調査範囲をひろげ」ているために、この時期においては、ほとんど異常といえるほどの、再軍備に対する世論の激しい反撥を惹起したと思われる。

図20 軍事的真空にともなう侵略の危険を仮定しても、軍隊はいらぬか(再軍備反対者のばあい) —27.2A—

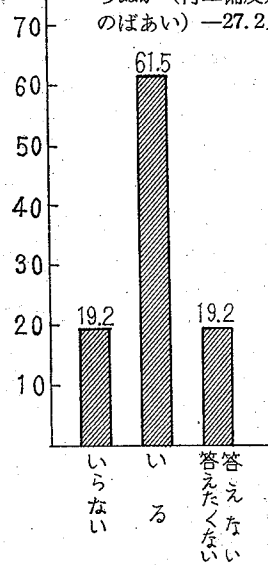


図22 政府の防衛力漸増方針に対する賛否 —28.2A—

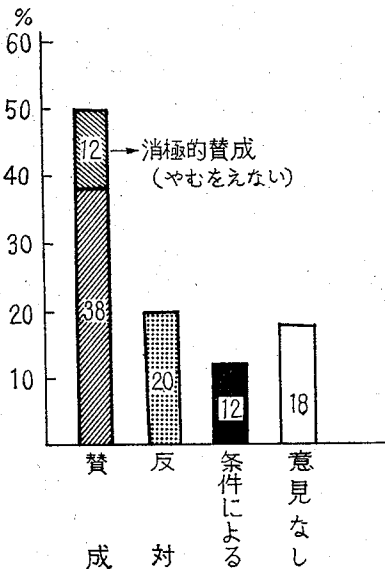
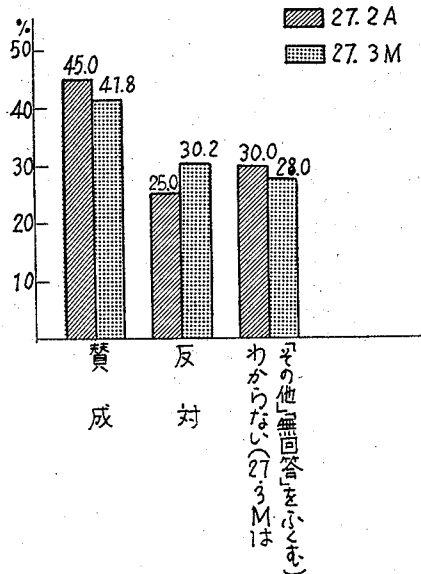


図21 警察予備隊から保安隊への増強に対する態度



はほぼ三割前後といったところである〔図4参照〕。なるほど

第一期にくらべると、賛成世論は一オクターブぐらい低いレベルに釘づけされた感じであるが、再軍備世論の基本的構図はほとんど変化していない。警察予備隊から保安隊への増強も、さほどの世論の抵抗なしに受け入れられたし〔図21参

図 23 再軍備世論の一断面

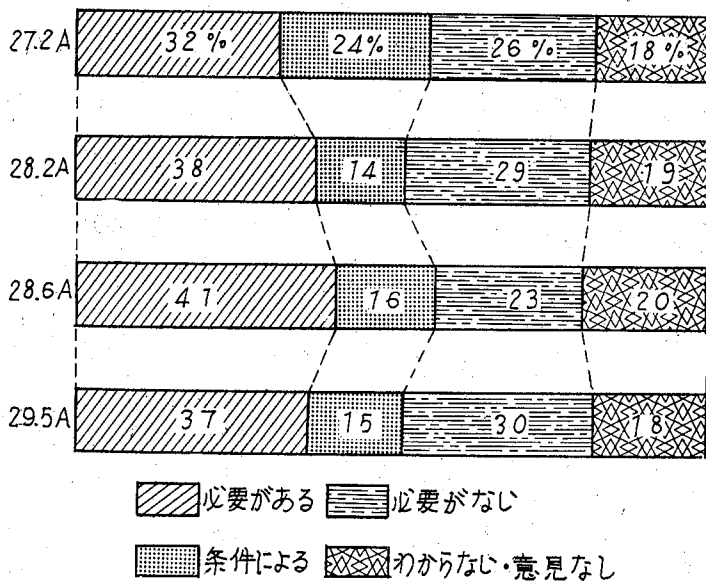
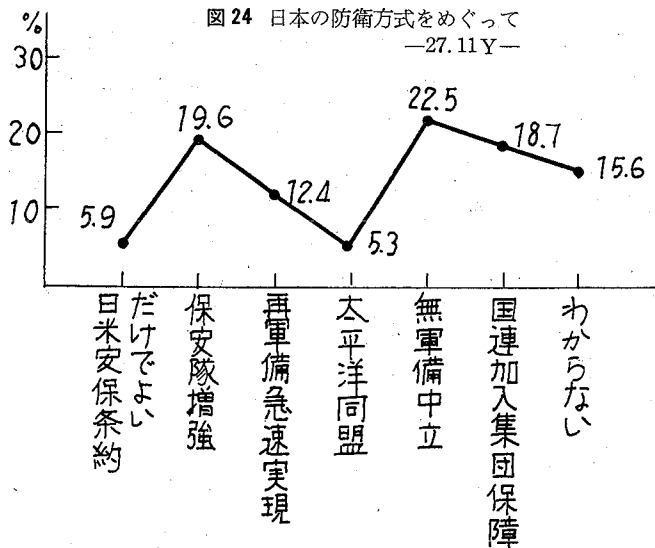


図 24 日本の防衛方式をめぐって
—27.11Y—



照)、政府の防衛力漸増方針も、消極的賛成者を加算するならば、ともかく国民の半数の容認するところであった〔図22参照〕。のみならず、MSA軍事援助や防衛計画の立案と関連して、保安隊増強の問題がクローズ・アップされるにつれて、再軍備賛成世論は一時的に活気づきさえする〔図23参照〕。しかしながら、第一期のばあいと同様に、〈二八・三M〉

図 25 新内閣に対する国民の要望 —28.4A—

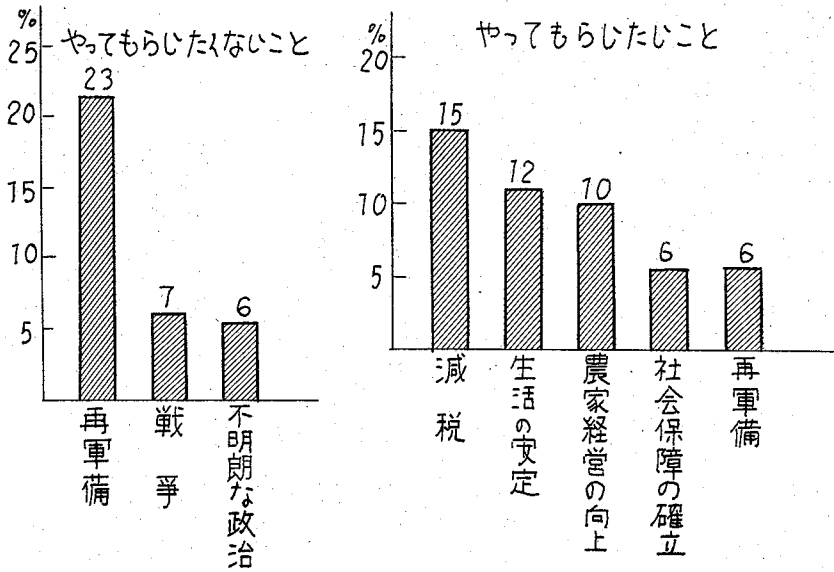
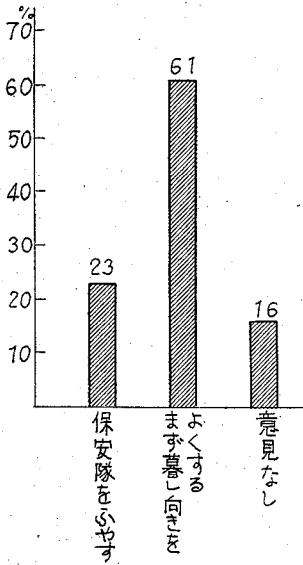


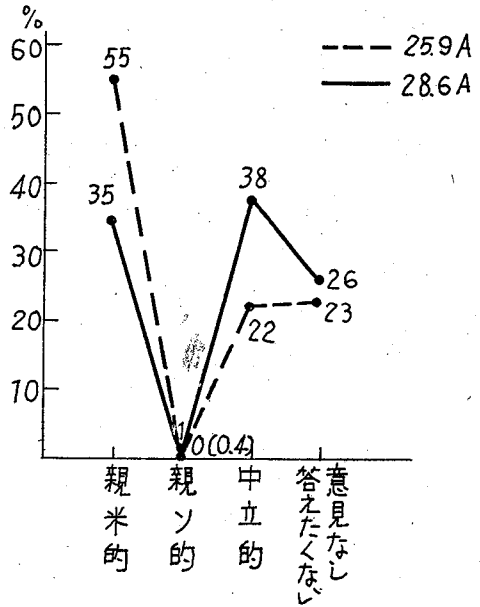
図 26 「大砲よりバター」に志向した世論 —28.9A—



に鋭角的に露呈されるような世論の半面にも、同時に注意を向けるべきである〔図4参照〕。ちなみに、「無軍備中立」や「国連加入による集団保障」を要望する世論の声はけつして微弱ではなかったし〔図24参照〕、衆参両院選挙直後の(二八・四A)において、新内閣の施策として、国民の多くは「生活の安定」をつよく望み、逆に、「再軍備」「戦争」に反対する態度を表明している〔図25参照〕。いいかえるなら、「大砲よりバター」という生活優先の考えがつよく、国民の六割は「保安隊をふやすよりも、まず国民の暮らし向きをよくせよ」と主張しているのである〔図26参照〕。さらに、注目すべき世論動向として、中立外交政策への要望が甦りつつある点を指摘すべきであろう〔図27参照〕。

この二八年半ばに現われる中立主義世論の部分的復活は、第三期における再軍備世論の動向からみて、朝鮮戦争からサ

図 27 日本の外交政策のありかた



ンフランシスコ体制にいたる期間を通じて、いわば自然膨張のふくらみを持続した再軍備賛成世論が、ひとつの転機にさしかかったことを暗示するようにも思える。国際的には、朝鮮休戦協定成立への見通しがひらけ、国内的には、内灘試験場をはじめとする基地反対闘争が国民運動としての広がりを見せはじめ、といった内外情勢の展開を考慮するなら、再軍備世論の転換に有利な客観的諸条件は徐々に整いつつあったといえるであろう。

一方、MSA日米交渉の必然的帰結として、保安隊を増強して自衛隊に改組する政府の防衛方針が漸次具体化してくるが、この自衛隊構想に対して、国民の四〇五割は肯定的態度

図 29 自衛隊創設賛成者の憲法改正に対する態度 —28.12Y—

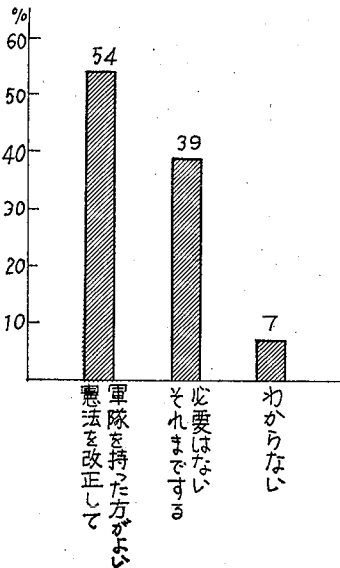


図 28 保安隊増強による自衛隊創設に対する賛否

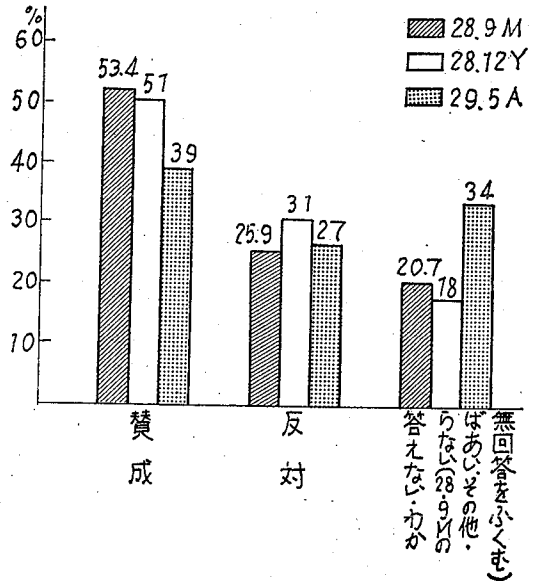
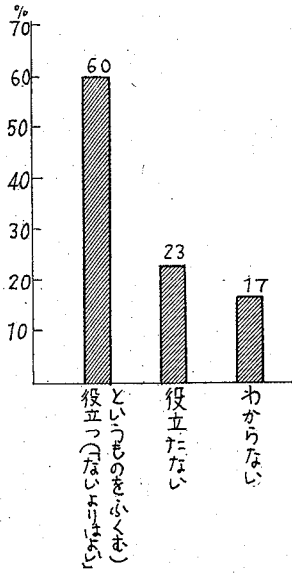


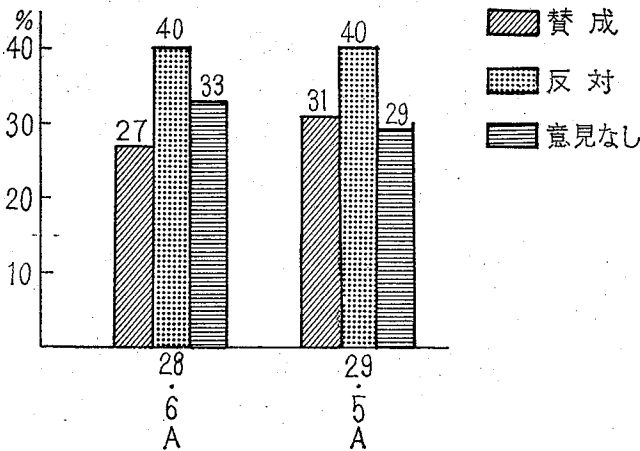
図30 自衛隊は日本の安全に役立つか —29.7Y—



国民の六割は自衛隊が日本の安全に寄与すると考えるなど〔図30参照〕、自衛隊を受け入れる世論の一般的素地は徐々に造成されつつあったとしても、一方、自衛隊への強化といっても、MSA援助による増強方式に対しては、いたずらにアメリカの利益に奉仕するものとして、むしろ賛成よりも反対がつよく〔図31・32参照〕、ここにも、ナショナル・センチメ

を、その三割でいどが否定的態度を表明し〔図28参照〕、ほぼ再軍備世論の分布と見合っているが、のちに触れるように、この反応レベルの重層性は第三期にいたると破綻し、反応レベルの乖離を生ずるのである。自衛隊創設賛成者の過半数は憲法改正による軍隊設置の必要性を主張しているが、その四割ちかくは反対の態度を堅持しており〔図29参照〕、この辺にも、再軍備世論の乖離現象を不可避ならしめる条件が存在するように思われる。

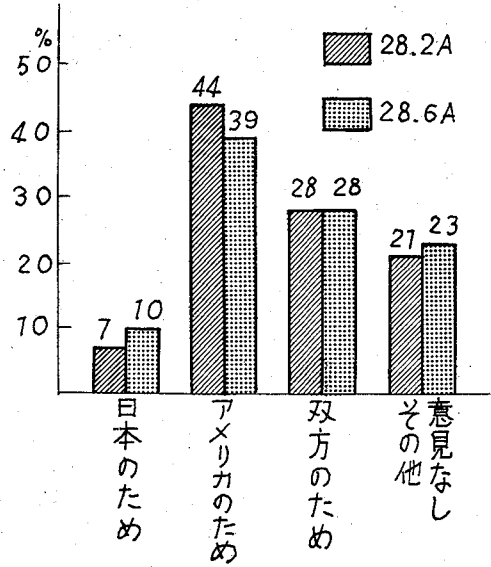
図31 MSA援助による保安隊増強の是非



(1) なお、ナショナル・センチメントに関連して言及しておくなら、安保体制発足後、在日米軍の帰還希望が急速に増大してきていることに注意すべきである〔図33参照〕。もちろん、この希

ントと微妙に交錯する国民世論の複雑な鼓動がうかがわれるのである。

図 32 MSA援助による保安隊の増強は日本のためになるか

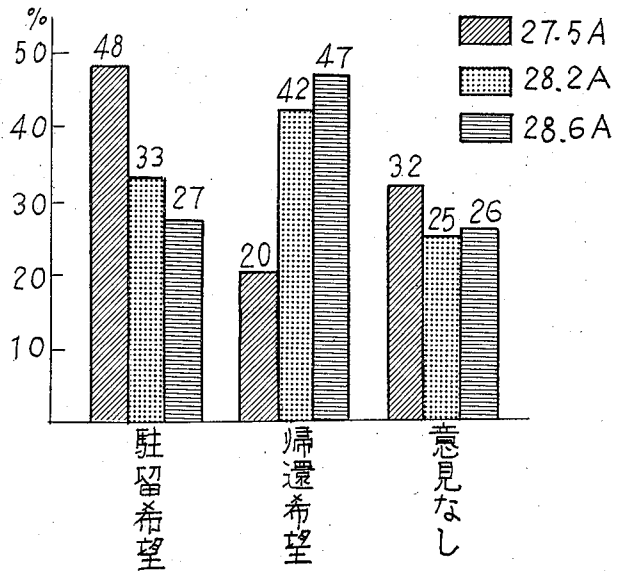


望は、安保体制の存廃にかかわる在日米軍基地の全面的撤去にまで一挙に高められるとは予想されないが、少なくとも、「有事駐留」への国民世論の志向性を間接的に表明するものであろう。

(9)

第三期の再軍備世論は一方において、MSA協定締結による日米安保体制の強化にそって、対米従属的な再軍備が一段と進展するとともに、吉田内閣から鳩山内閣への政権交代にともなって、再軍備に対するヨリ積極的な政治姿勢が表面化するといった再軍備ペースの加速化、他方において、憲法擁

図 33 米軍駐留の是非



護国民連合の発足にみられる平和憲法擁護運動の発展や、ビキニ水爆被災を契機とする原水爆禁止運動の国民的規模にける高揚、あるいは砂川などの基地反対闘争にみられる再軍備ペースの減速化といった、まったく対立的な客観情勢を背景に、その拮抗関係の帰趨に影響されながら、反対世論を活性化する方向に徐々に変動していったと思われる。この再軍

備世論の変調にあたって、インドシナ休戦以来積極化する中
ソ両国の平和共存路線、バンドン会議やジュネーブ巨頭会談
に象徴される東西間の緊張緩和ないし雪どけなどの国際情勢
のあらたな展開が触媒的に作用したことは、いまさら指摘す
るまでもなからう。

かくして、昭和三十一年から三十二年の世論調査にみられるよ
うに〔図4参照〕、再軍備賛成世論があたかもエア・ポケット
に落ちこんだように急減する一方、反対世論は緩慢ながらも
膨張し、賛否状況を逆転させる客観的諸条件は、すでに熟成
していたといえるかもしれない。さらに、ICBMの発射実
験（三十二年八月）、人工衛星スプートニク打ちあげ（同年一〇
月）と相つぐソ連の科学技術・軍事技術の成功によって、ミ
サイル・宇宙時代における戦争や軍備の無意味性が鮮明に印
象づけられ、その再軍備世論に与えた衝撃は少なくともなかった

図34 無軍備の是非
—35.1.A—

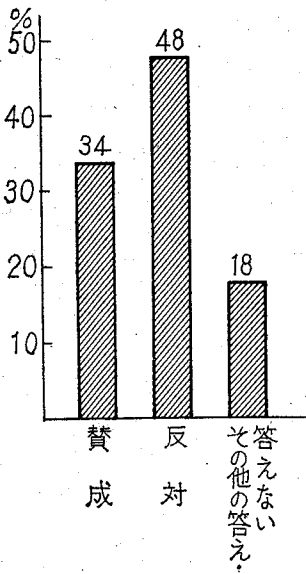


図35 a 自衛隊に対する国民の態度

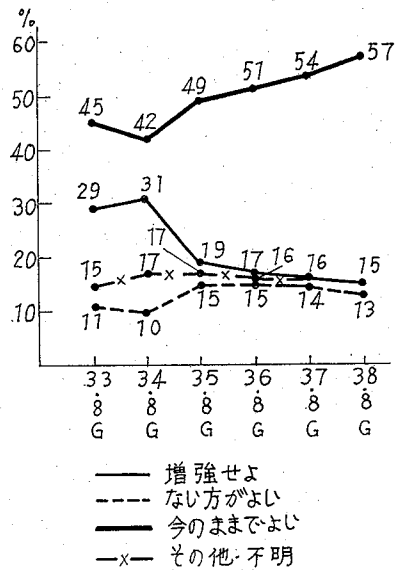
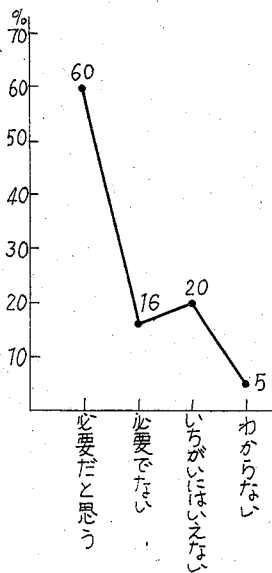


図35 b 自衛隊の要・不要
—40.8K—



丸裸の無軍備論に対する国民の危惧がかなりつよいことから
しかしながら、再軍備反対世論はかならずしも絶対平和主
義あるいは非武装中立主義と表裏一体であるわけではない。

と思われる。

みても〔図34参照〕、非武装主義に徹しきれぬ複雑微妙な国民感情が反対世論の内部にも多かれ少なかれ投影されているといわなければならない。再軍備反対世論への比重転換にもかかわらず、事実上の再軍備過程の所産にほかならぬ自衛隊そのものに対して、国民世論が一般に肯定的態度を表明していることは〔図35 a・b参照〕、この間の情況の一端を示しているよう。

かくして、第三期のばあい、国民世論は再軍備問題をめぐって、複雑的反應を呈示するようになる。すなわち、一方において、「再軍備イコール自衛軍備イコール再軍備の既成事実」といった、従来支配的な反応パターンが再軍備の意味文脈から離脱し個別化すると同時に、他方では、再軍備世論は憲法第九条改正と一体化した反応水準に照準化してゆくのである。その結果、再軍備は憲法第九条改正と密接不可分の関係にあるとの認識から、反対世論にハズミを与えながらも、現存する自衛隊をめぐっては、多くのばあい、平和憲法のワク内という条件のもとに一般的に容認されるような、アンビバレントな世論状況を現出せしめることになる。

指摘するまでもなく、憲法改正問題の政治的争点化を背景に、再軍備と憲法第九条改正との一体化が促進されたと思われる。この再軍備と憲法第九条改正との反応的癒着は一面において再軍備反対世論にとって積極的意味をもつけれども、その反面、平和憲法の理念が著しくタテマエ化し、再軍備の既成事実に対する国民世論の緊張感覚を弛緩させるような否

定的機能も、同時に指摘されねばならない。

自衛隊をめぐる世論状況として、その縮少・廃止論者が一割いていどとどまり、逆に、現状維持・増強論者が七割前後という圧倒的多数を占めている事実は〔図35 a参照〕、とりもおおざ国民世論の「安全への欲求」の根強さの反映とみられるが、再軍備の既成事実に対する国民世論の緊張感覚の稀薄化とも重複してしよう。もっとも、現状維持派と増強派を個別に検討してみるなら、前者が漸増傾向にあるのに対し、後者は緩慢ながら下降線をたどっており、再軍備世論が緊張感覚をまったく喪失しているといえないかもしれない。しかし、過去の世論軌跡に照らしあわせるなら、国民の過半数を占める自衛隊現状維持派が、なしくずし的に増強される再軍備過程に対して、どの程度有効な抵抗力を顕示しうるかについて、あまり楽観的になれないように思われる。安保体制が国民世論のうえに少なからぬ心理的重圧としてのしかかっているだけに〔図36参照〕、このような国民世論の無原則的順応性に対する危惧はいっそう強まるのである。

もちろん、自衛隊に対する国民世論の現状維持的志向性はたとえ消極的なものであれ、それなりの効能をもつし、さらに、啓発的リーダーシップによって組織的に嚮導されるなら、強力な平和主義エネルギーに転化する可能性も残されている。とりわけ、自衛隊の核武装や海外派兵や徴兵制といったドラスティックな現状変更に直面するようなばあい、おそらく、予期しえぬ強力な抵抗力を顕示することであろう。

表 1 自衛隊増強派の考える増強方式

| 増強のしかた | 調査時点 | | |
|----------------|-------|-------|-------|
| | 33.8G | 34.8G | 35.8G |
| 原水爆・核兵器の保有 | 2% | 3% | 3% |
| 核兵器以外の兵器・人員の増強 | 13 | 9 | 8 |
| 士気の昂揚 | 3 | 4 | 3 |
| 昔のような軍隊にせよ | 4 | 6 | 4 |
| 憲法第九条の改正 | 1 | 1 | 2 |
| その他 | 0 | 5 | 2 |
| 不明 | 8 | 6 | 3 |

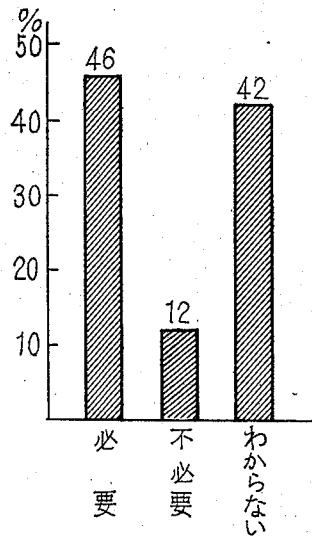
表 2 国連の要請による海外派兵のための改憲の是非

| 憲法の規定 | 調査時点 | |
|----------|-------|-------|
| | 37.8G | 38.8G |
| 改めるべきだ | 9% | 10% |
| 改めるべきでない | 39 | 42 |
| 一概にいえない | 18 | 16 |
| 不明 | 34 | 32 |
| 計 | 100% | 100% |

表 3 自衛隊はこれまで、どんなことで一番役に立ってきたか

| | 36.10G | 38.6G |
|-------|--------|-------|
| 国防 | 2% | 3% |
| 治安維持 | 3 | 3 |
| 災害派遣 | 78 | 80 |
| 民生協力 | 5 | 3 |
| その他 | 0 | — |
| わからない | 12 | 11 |
| 計 | 100% | 100% |

図 36 安保条約の必要性
—34.9Y—



このような予見の妥当性を直接的に裏づけるものではないにせよ、自衛隊増強派においてさえ、「原水爆・核兵器の保有」の主張者は少数派にすぎず、多くは核兵器以外の人員や装備の増強を望んでいること〔表1参照〕、国連の要請による海外派兵に即応しうるような憲法改正に対して、賛成派はきわめて少数であること〔表2参照〕、さらに自衛隊の過去の役割評価においても〔表3参照〕、あるいは将来の自衛隊の任務に対する要望においても〔図37参照〕、災害派遣や民生協力への世論比重がたつよいことなどは、再軍備世論に関する展望において、なにかのプラス材料を提供するものといわなければならない。

かくのごとく、再軍備の第三期における国民世論の特質は

一方において再軍備反対への姿勢を原則的に強化しながらも、他方において、現存の自衛隊を限定的に是認するアンビバレントな性格に色どられていることに求められる。しかしながら、このアンビバレンスも、たとえ素朴な形態であるにせよ、反戦・平和主義という戦後日本の国民世論の地下水に深く根を下している点に留意すべきであろう。安保改定のさいに、国民世論は戦争に巻きこまれる不安や危険を鋭敏に感じとり、共同防衛条項に反対したばかりでなく（図38・39参照）、日本の安全を守る方法として、中立主義を優位に立た

図37 自衛隊は今後どのような面に力を入れてほしいか —38.6G—

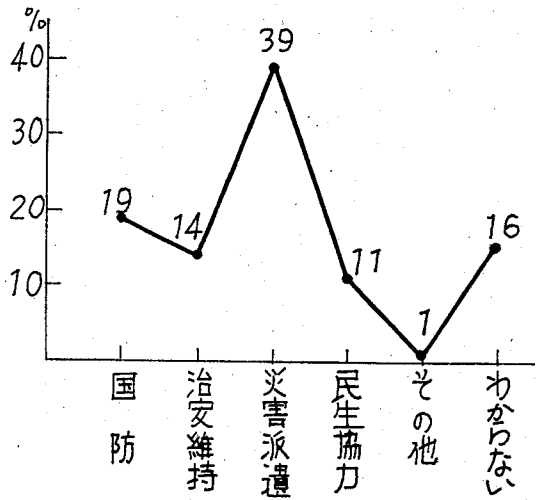


図39 共同防衛条項に対する意見 —34.8M—

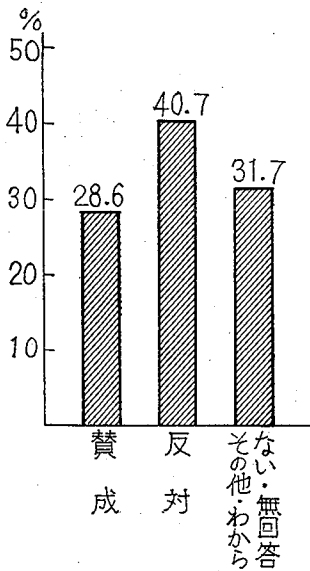
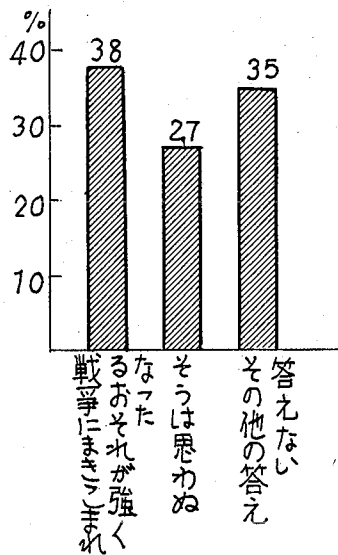
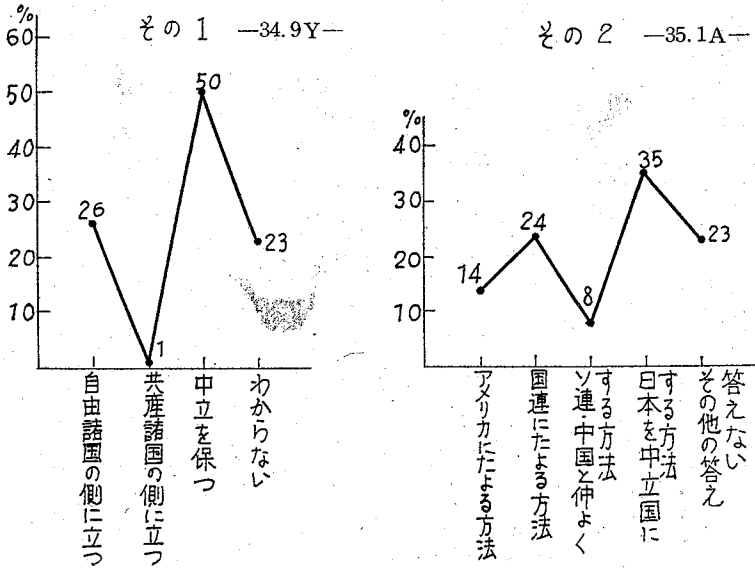


図38 戦争に巻きこまれる危険性について —35.1A—



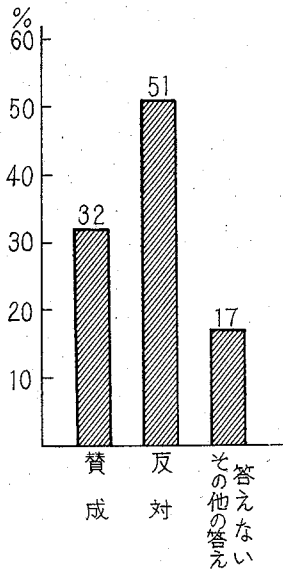
しめているもの（図40参照）^④、平和主義世論の地下水が逆流した結果であろう。この国民世論の水脈に根深く沈潜している反戦・平和主義を公分母に、原理主義（憲法第九条に基づく再軍備反対）と現実主義（憲法第九条の枠内における自衛軍備の容認）の両極に内部分裂しているのが、こんにちの再

図 40 日本の安全保障方式に関する世論



軍備の世論状況の際立った特質であるといえよう。保守、革新をとわず、とかくタテマエ化しやすい脆弱性をはらむ、この実存的平和主義世論の現象的分裂を、流動する国際的、国

図 41 自衛隊増強の是非 —35.1A—



内的諸条件との絡みあいのなかで弁証法的に統一する政治勢力こそ、こんごの再軍備世論の主導権を掌握するといつてよい。

(1) 自衛隊の現状維持派と増強派との配置関係が安保闘争をひとつの契機として変動しはじめている点に注目すべきであろう。なお、自衛隊増強の是非をストレートにたずねてみても、国民の半数はその増強に反対し〔図41参照〕、現状維持派の社会的重

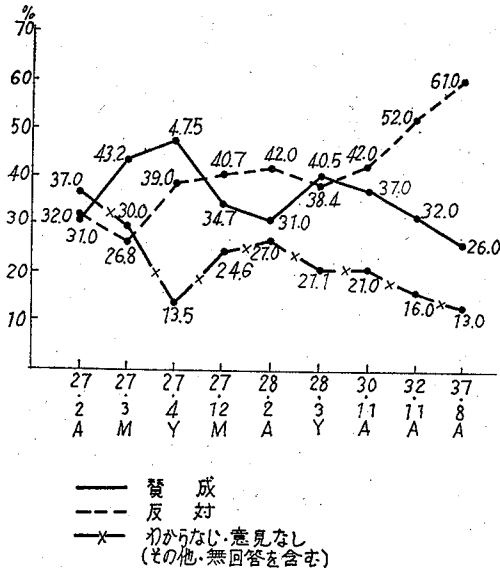
量が出されている。もちろん、この国民世論の現状維持的志向性は既成事実化された自衛隊の社会的重量を反映するに過ぎず、その現状順応性と重複せざるをえない。

(2) 安保闘争以後の政治状況の相対的安定化とともに、

表 4 外交方針の基調に関する世論

| | 36.8G | 37.8G | 38.8G |
|------|-------|-------|-------|
| 自由陣営 | 38% | 38% | 38% |
| 共産陣営 | 1 | 1 | 1 |
| 中立政策 | 35 | 36 | 36 |
| 不明 | 26 | 25 | 25 |

図 42 a 憲法改正による再軍備是非をめぐる国民世論の変動



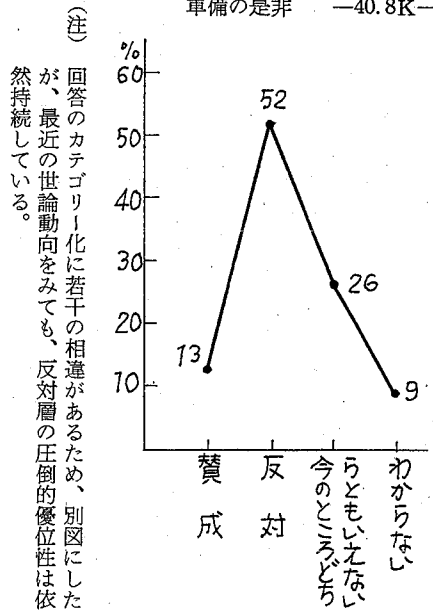
自由主義陣営との協調は若干盛りかえすものの、中立主義への国民世論の願望はやはりひとつの有力な底流として持続する〔表4参照〕。

(10)

再軍備是非の一般論的水準から一歩下降して、憲法第九条改正のからむ再軍備問題の特殊具体的水準における分析に移行すると、明らかに両水準間に介在するズレが露頭せざるをえない。調査主体別に現われる若干の偏差にもかかわらず(1)、

一般的動向としては、昭和二七年初において、国民世論は憲法を改正して再軍備を本格的に推進する必要性をわりあい素直に是認していたが、なしくずし再軍備の強行に即応して、賛成世論は停滞する半面、反対世論は飛躍的に伸長してきたといえるであろう(図42 a・b参照)②。二七年初における賛成世論の優位性については、憲法改正なしに再軍備は不可能とした政府の憲法解釈がいわゆる「独立体制」への政治的転換を背景に、直線的に国民世論に反映された結果でもあろう。すなわち、警察予備隊はすでに憲法の禁止する戦力の限界点ストレスに達しつつあり、しかも、この程度の兵力・装備では、独立日本の防衛力として十分でないとするなら、憲法改正によって国防に耐えうる「戦力」を保持しなければ

図 42 b 憲法改正による本格的な再軍備の是非 —40.8K—



ならぬと、国民世論はいわば感覚合理的に判断したとも考
えられる。もつとも、この時点において、国民世論が「憲法
改正」の実体を、どのように把握していたかは十分明らかで
なく、一般論的な再軍備の是非と異なる特殊な比重を、どの
程度忠実に反映していたかも疑問である。憲法改正といった
一般的提示でなく、第九条改正を明確にからませた質問文脈
において、問題を提起している(二七・二A)のばあい、他
の調査結果と異なって、きわめて慎重な世論反応が呈示され
ていることからみても、ここでも、再軍備世論のまことにデ
リケートな体質に着目せざるをえないのである。それゆえ、
憲法改正が政治問題化し、憲法改正の本質が次第に明白にな
る三〇年ごろから、憲法改正による本格的再軍備への反対世
論が上昇してくることも、十分理由のあることと思われる。

この再軍備世論の特殊具体的水準において、もつとも顕著
な特質は、再軍備是非を一般論的に問題にするばあいと比較
して、調査時点にかかわりなく、賛成世論はヨリ少なく、反
対世論はヨリ多くなる現象を惹起している点である。憲法改
正、とくに第九条改正の是非が明確にからむと、再軍備の賛
成世論は収縮し、反対世論は逆に膨張する傾向が支配的にな
ることは、憲法第九条の現実的規範性の一端を裏書きすると
もいえよう。

もちろん、第九条の現実的規範性といつても、その自動調
節作用を全面的に期待することはできず、たとえば、自衛軍隊
を認める憲法改正の問題になると、態度保留・不明層が増大

表5 「自衛軍備」明記の憲法
改正に対する是非

| | 36.8G | 37.8G | 38.8G |
|------|-------|-------|-------|
| 賛成 | 29% | 28% | 30% |
| 反対 | 26% | 32% | 30% |
| 概ね不明 | 22% | 17% | 18% |
| 一い不 | 23% | 23% | 22% |
| 計 | 100% | 100% | 100% |

するとともに、賛否はほとんどあい半ばする混沌たる世論状

況を現出せしめるといった
〔表5参照〕、いわば片面平
和主義の特質をもつ点に留
意すべきであろう。一般論
のレベルにおける再軍備世
論のばあいと同様に、原理
的理想主義と現実的順応主
義の分立にさいなまれる国
民世論の苦悩がここにも表
白されているといわざるを
えない。

(1) 『毎日』と『読売』は該当質問項目を有する世論調査がほと
んど見当たらずため、性急な結論づけは敢て慎まなければな
らぬけれども、前者のばあい、(二七・三)と(二七・二二)の
調査結果を比較すると、賛否逆転する大きな変動をみせ、反対
世論の増勢基調を暗示させているが、後者では、賛成世論は漸
減しつつあるものの、反対世論を膨張させることなく、むしろ
DKグループに流れたとみえ、わずかの差であるにせよ、賛成
世論は優位を保っている(もちろん、『読売』のばあいでも、
賛否は漸次接近してきており、この趨勢から判断して、三〇年
以降に反対世論が賛成世論を追いこす事態もある程度予想され
よう)。一方、『朝日』は混沌とした世論状況から、賛否の意見
分布が明白に分化する動的過程を鮮明に描いている。

表 6 再軍備是非の論拠

| 調査時点 | 26. 3M | 26. 3Y | 27. 1Y | 28. 2A | 28. 6A |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 賛成の理由 | | | | | |
| 自衛再軍備論 | 7 % | 41 % | 50 % | 50 % | 66 % |
| 独立再軍備論 | 47 | 15 | 16 | 12 | 10 |
| 侵略の危険・防止のため | 28 | 22 | 7 | — | — |
| 治安再軍備論 | 7 | 5 | — | — | 7 |
| 国際情勢からみて | 4 | — | — | 5 | 2 |
| いざという時に備えて | — | — | — | 6 | 2 |
| 日米安全保障条約があるから | — | — | 4 | — | — |
| 軍隊がないと何となく不安だから | 5 | — | — | — | — |

- 自衛再軍備論〔自分の国を自分で守るのは当然の義務だから(26. 3M), 自分の国は自分で守るべきだ(26. 3Y), 自衛のため(27. 1Y) 日本を防衛し外敵の侵略に備えるため(28. 2A, 28. 6A)〕
- 独立再軍備論〔自衛力がなければ完全独立は望めない(26. 3M), 独立国として軍備は当然(26. 3Y, 27. 1Y), 独立国だから(28. 2A, 28. 6A)〕
- 治安再軍備論〔内乱を防ぐ(26. 3M), 予備隊では国家治安が不安(26. 3Y) 国内治安維持のため(28. 6A)〕

再軍備世論のイデオロギー構造を説明する手がかりとして、再軍備是非の論拠を検討してみると(表6参照)、まず賛成理由のばあい、「自衛上あるいは外敵の侵略を防ぐため」

(11)

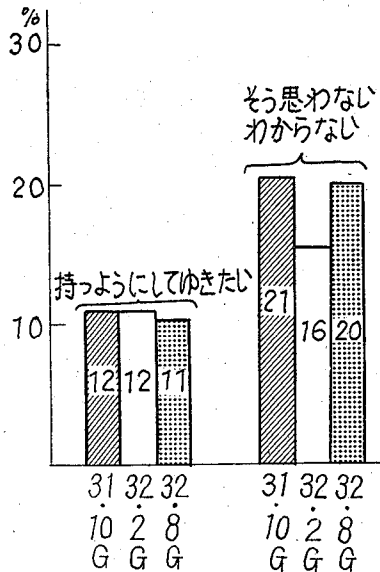
| 調査時点 | 26. 3M | 26. 3Y | 26. 9A | 27. 1Y | 28. 2A | 28. 6A |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 反対の理由 | | | | | | |
| 戦争はいやだから | — | 32 % | 58 % | 27 % | — | — |
| 戦争に巻きこまれたくないから・戦争に巻きこまれやすいから | 39 % | 22 | | 13 | 42 % | 48 % |
| 税金が高くなるから・経済力がないから | 18 | 11 | 13 | 12 | 9 | 13 |
| 警察予備隊でよい・保安隊で十分だから | 4 | — | 9 | — | 20 | 9 |
| 憲法に違反するから | 8 | 6 | — | 3 | 4 | 4 |
| 軍国主義が復活するから | 7 | 5 | 7 | 8 | — | — |
| すこしぐらいの軍備は役に立たぬ・近代軍備は出来ない | 5 | — | — | 4 | — | — |
| 永世中立を望むから必要なし・国連の保障だけでよい | 13 | — | — | — | — | — |

(注) なお、条件つき再軍備論者の主な
 枠づけは、つぎのとおりである。

| 賛成の枠づけ | 調査時点 | |
|-------------------------------|--------|--------|
| | 28. 2A | 28. 6A |
| 自衛や治安維持のみに限り、戦争や侵略を目的としないならよい | 51 % | 69 % |
| 保安隊程度ならよい | 7 | 7 |
| 国民生活が安定してから | 10 | 7 |
| 時期がきたら | 5 | 0 |

というステロ版的自衛論が圧倒的につよく、さらに「独立国だから」という自然的観念に基づく素朴な感情論が後続する。この二つは解きがたく絡みあって、再軍備賛成世論の公分母を構成していると思われる。額面通り受けとるなら、再軍備の実質を独立国にふさわしい自衛軍隊のワクに局限する可能性をはらむといえるかもしれないが、自衛軍隊といえども核武装や海外派兵が法理的に可能である、といったほとんど無限に伸縮自在な体制ロジックの超論理性に対する抵抗可能性の強度によって、その枠組の実効性が決定されるといわなければならないまい。おそらく、条件つき再軍備論者のばあい、この枠組はある程度固いと予想されるものの、再軍備賛成者の三、四割がかつて原水爆保有の希望を表明していた事実

図 43 原水爆保有に関する再軍備賛成者の意見



もあって〔図43参照〕、けっして楽観的な見通しは許されぬであろう。

一方、反対理由としては、「戦争はいやだ」「戦争に巻き込まれたくない」「戦争はコリゴリだ」といった厭戦・反戦感情が有力な母胎となっており、国民の経済的負担あるいは生活の犠牲を強制されることに反対する生活経済的論拠も目立っている。このほか、軍国主義復活の不安、再軍備違憲論、永世中立論、あるいは核・ミサイル時代における軍備ナンセンス論など散在し、賛成理由とくらべて、相対的に多様な論拠がそれなりの質的重量感をおびて提示されている。

憲法改正をとまなう再軍備是非の論拠についても、基調そのものは変わらぬけれども、若干の変調は見受けられる〔表7参照〕。すなわち、賛成世論の主流は赤裸々のミリタリズムか

表 7 憲法改正による再軍備是非の論拠

| 賛成の理由 | 調査時点 | | |
|------------------------------|--------|--------|-------|
| | 30.11A | 32.11A | 37.8A |
| 国土防衛・自衛のため | 43 % | 38 % | 46 % |
| 外国に軍隊があるのだから日本にも軍隊を・正式の軍隊を持つ | 24 | 31 | 8 |
| 国際情勢から必要 | — | — | 8 |
| 李ラインのようなことが起るから・対外的発言力が弱いから | 6 | 3 | — |
| 独立国として当然 | — | — | 4 |
| 若いものをきたえるため | 8 | 13 | 19 |
| 「その他」と「答えない」 | 19 | 15 | 15 |

| 反対の理由 | 調査時点 | | |
|-----------------|--------|--------|-------|
| | 30.11A | 32.11A | 37.8A |
| 戦争はいやだ・戦争に反対 | 43 % | 42 % | 31 % |
| 再軍備反対・軍隊の必要なし | 17 | 13 | 33 |
| 軍国主義や復活をおそれるから | 12 | 10 | 7 |
| 経費がかかるから | 7 | 8 | 5 |
| 平和を求めるから | — | — | 7 |
| 自衛隊で十分だから | 10 | 8 | 8 |
| 人工衛星時代に軍隊はナンセンス | — | 10 | — |
| 「その他」と「答えない」 | 10 | 10 | 10 |

表 8 非改憲・再軍備反対論者の安全保障構想

| | 36.8G | 37.8G | 38.8G |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 中立政策をとれ | 10 % | 11 % | 10 % |
| 国連に頼る | 4 | 6 | 6 |
| 他国の公正と信義に信頼する (侵略のおそれはない) | 4 | 3 | 4 |
| 米軍に頼る | 1 | 1 | 1 |
| その他・不明 | 7 | 11 | 10 |
| 小 計 | 26 % | 32 % | 31 % |

(注) 《38.8G》はM. A. のため、「自衛軍備」明記の憲法改正に反対するものの総比率 30% を上回っている。

ら一定の距離を有する自衛軍隊論であって、憲法上疑義の濃い再軍備の既成事実に適応するよう現実に第九条を改正することを、その有力な賛成理由にしている。しかし、一般論的再軍備世論のばあいと異なつて、「独立国だから」といった単純素朴な感情論だけでは、憲法改正を正当化しようる根拠になりえない点に注意すべきである。一方、反対世論についても、厭戦・反戦感情を中核に構成されている点は同

様であるが、再軍備と憲法改正との原理的不可分性が明確に認識されることによって、その反対世論はいっそう質的に強化されているとみるべきであろう。非改憲・再軍備反対論者が日本の独立と安全を、第九条の明示する中立主義あるいは国連による安全保障機能に求める志向性のつよいことも〔表 8 参照〕、たとえ論理必然的傾向であるにせよ、関連的に注目されてよからう。

表 9 社会的諸属性別にみた再軍備世論の実態 (数字は%)

| 軍隊の必要性の是非 | | 必要がある | | | 条件による | | | 必要がない | | | わからない (意見なし) | | | |
|-----------|--------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-----------------|------|------|----|
| | | 28.2 | 28.6 | 29.5 | 28.2 | 28.6 | 29.5 | 28.2 | 28.6 | 29.5 | 28.2 | 28.6 | 29.5 | |
| 社会的属性 | | 調査時点 | | | | | | | | | | | | |
| 性別 | 男 | 47 | 50 | 48 | 18 | 20 | 18 | 28 | 21 | 25 | 7 | 9 | 9 | |
| | 女 | 29 | 33 | 26 | 10 | 12 | 12 | 31 | 25 | 36 | 30 | 30 | 26 | |
| 年齢別 | 20~29才 | 男 | 37 | 42 | 37 | 15 | 19 | 21 | 42 | 31 | 36 | 6 | 8 | 6 |
| | | 女 | 26 | 29 | 25 | 11 | 13 | 14 | 39 | 32 | 42 | 23 | 25 | 19 |
| | 30~39才 | 男 | 48 | 51 | 45 | 21 | 24 | 18 | 24 | 19 | 30 | 6 | 6 | 7 |
| | | 女 | 27 | 36 | 26 | 12 | 14 | 18 | 34 | 29 | 36 | 27 | 22 | 19 |
| | 40~49才 | 男 | 46 | 55 | 50 | 21 | 23 | 20 | 26 | 17 | 21 | 7 | 5 | 8 |
| | | 女 | 34 | 38 | 28 | 12 | 14 | 13 | 27 | 21 | 34 | 26 | 27 | 25 |
| | 50~59才 | 男 | 54 | 54 | 55 | 18 | 19 | 18 | 21 | 16 | 15 | 7 | 11 | 12 |
| | | 女 | 34 | 35 | 33 | 8 | 9 | 8 | 28 | 22 | 32 | 30 | 34 | 27 |
| | 60才以上 | 男 | 53 | 54 | 62 | 15 | 15 | 10 | 17 | 12 | 13 | 14 | 9 | 14 |
| | | 女 | 28 | 23 | 18 | 2 | 6 | 3 | 15 | 14 | 27 | 55 | 57 | 52 |
| 地域別 | 都市 | 40 | 41 | 36 | 14 | 19 | 17 | 31 | 24 | 32 | 15 | 16 | 15 | |
| | 郡部 | 37 | 40 | 38 | 14 | 14 | 14 | 28 | 28 | 29 | 21 | 23 | 19 | |
| 学歴別 | 小学卒 | 38 | 41 | 36 | 12 | 13 | 14 | 27 | 21 | 29 | 24 | 24 | 21 | |
| | 中学卒 | 37 | 39 | 39 | 19 | 25 | 19 | 36 | 26 | 34 | 9 | 9 | 9 | |
| | 高専・大学卒 | 42 | 39 | 39 | 19 | 20 | 21 | 31 | 34 | 34 | 9 | 7 | 6 | |
| 職業別 | 給料生活者 | 33 | 38 | 36 | 20 | 26 | 22 | 34 | 26 | 33 | 12 | 10 | 9 | |
| | 産業労働者 | 40 | 39 | 35 | 12 | 16 | 14 | 32 | 28 | 39 | 16 | 17 | 13 | |
| | 商工業者 | 33 | 45 | 42 | 14 | 19 | 19 | 28 | 21 | 27 | 15 | 15 | 12 | |
| | 農林漁業者 | 36 | 41 | 37 | 13 | 12 | 12 | 27 | 21 | 28 | 24 | 26 | 23 | |
| | その他 | 33 | 41 | 29 | 9 | 6 | 14 | 27 | 24 | 21 | 31 | 29 | 37 | |

つきに、再軍備賛成、反対両層の背景に横たわる社会的、

(12)

心理的諸要因との連関態様について、同一質問文で繰り返し調査を試みている朝日新聞の世論調査を主材に分析を試みることにする〔表9参照〕。

社会的諸要因のうちで、顕著な連関態様を描きだしているのは、年齢との相関であろう。性別にかわりなく、年齢のすすむにつれて、無条件再軍備賛成層の比率は漸増し(ただし、女性の六〇才以上の世代のばあいには、激増するDKグループに浸食されて、賛成勾配は鈍化する)、とくに男性の四〇才以上になると、その過半数は無条件賛成層にぞくしている。逆に、再軍備反対層では、若い年齢層になるほど、

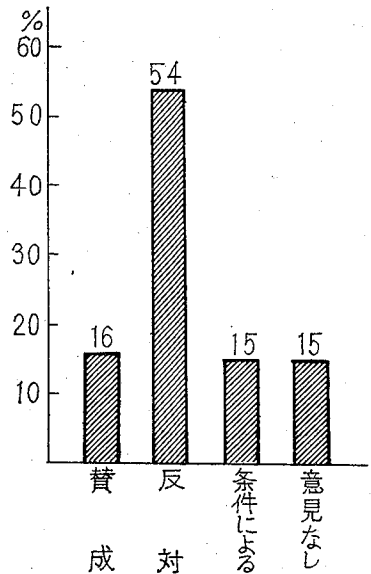
その比率は規則的に増大し、とくに、女性の二〇代における反対層の占める比重の大きさが注目されよう。このような連関態様の特徴は指摘するまでもなく、戦後の民主主義教育に對して、国民的な戦争経験を触媒に敏感に反応しえた柔軟な世代ほど、平和主義がたとえ感覚的レベルにおいてであれ、ともかく根づきつつあったひとつの証左であろう。

性別についてみると、無条件、条件づきにかかわらず、賛成層は男性に多くみられるのに対して、反対層のばあい、多少とも女性への傾斜をちらつかせつつあった傾向が(二九・五)において決定的に現われてくる。のちに説明する憲法改正と抱きあわせの再軍備世論のばあいつきあわせてみるなら、昭和三〇年前後から反対世論は次第に女性層に浸透しつつあったと推測されるであろう。

賛否両層を特徴づける際立った職業階層差を指摘することはむづかしいが、無条件賛成層では、商工業者の比重が多少とも目立ち、反対層の比率とのかねあいを考慮するなら、商工業者と農林漁業者の賛成寄りの傾向がうかがえる。反対層は産業労働者、給料生活者に比較的多くみられるもの、これら職業階層が大勢として反対層に傾斜しているといいたい。条件づき賛成層が給料生活者に比較的多くみられるのも、その中間階層の特徴の一端をのぞかせている。ただ、職業階層差として、学生層は例外であり、(二七・二A)に示されているように、その大勢は明白に反対層に帰属している

[図44参照]。

図44 学生層における再軍備賛否の分布状況 —27.2A—



学歴差に関しては、とくに特徴的連関は見当たらぬといつてよい。無条件賛成層のばあい、学歴差はほとんどなく、条件づき賛成層と反対層は中等学歴層以上に比較的多くみられるもの、条件派あるいは反対派を構成するほどの集団的凝集性を示すわけではない。地域差についても、とくに指摘しうる特徴的傾向はない。

表10 支持政党別にみた再軍備世論 —28.2A—

| 支持政党 | 軍隊の必要性の是非 | 必要がある | 条件による | 必要がない | わからない(意見なし) |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------------|
| 自由党支持者 | | 47% | 11 | 27 | 14 |
| 改進黨支持者 | | 54% | 19 | 18 | 9 |
| 社会党支持者 | | 29% | 20 | 43 | 7 |

いが、相対的にいって、都市部における反対層の占拠率は郡部に比べて、多少とも高いといえるにしても、都市部の無条件賛成比率はむしろ反対比率を上回っているのである。

入手可能な資料が乏しいうえに、ふるい二重の難点をもつけれども、心理的要因の一指標として、支持政党との相関をみると、賛否両層との特徴的連関が顕著に認められる〔表10参照〕。再軍備の必要性を公然と主張した改進黨支持者の過半数は無条件賛成者であつて、条件づき賛成者を上積みすると、じつに七割は再軍備論者にぞくすることになる。社会党支持者はとうぜん反対層への傾斜をみせるけれども（なお、この調査における共産党支持者の動向は不明であるが、反対層の比率はきわめて高いと思われる）、少なくとも二八年当初において、その三割ちかく（おそらく、その大部分は右社系支持者）が無条件賛成層にまわつていたことも、注意すべき局面であり、再軍備反対世論の劣勢を間接的に表現する結果となつている。

とうぜん若干の屈折はあるにせよ、毎日新聞と読売新聞の世論調査のばあいにも、ある程度共通した連関状況を明らかにすることができる。すなわち、(1)若い年齢層になるほど、反対層は漸増すること（ただし、二〇代において、賛成層よりも反対層の占める比率がヨリ大きいという点に関しては、『読売』は該当せず、『毎日』のばあいには、断片的に認められる）、また『朝日』ほどの規則性はないにせよ、四〇代の占める賛成層における比重が示唆されていること、(2)一般

に、女性の反対層は男性のばあいとくらべて、やや高い傾向をみせながらも、きりとて、女性の反対層が賛成層を凌駕しているわけではないこと（ただし、△二七・三Mにおけるように、例外的あるいは兆候的に、そのような分布を顕出することもある）、(3)賛成層における商工業者の優位性と農林漁業者の賛成寄りの傾向が認められるとともに、反対層における産業労働者ないし労働者と給料生活者の相対的に高い占拠率が指摘されること、(4)学歴差のばあい、『読売』が学歴の高くなるほど、賛否ともに漸増するある程度一貫した傾向を示す以外に（このことは、高学歴になるほど、DKグループが激減するため、意見のヴェクトルがそれだけ明確になることを意味している）、とくに特徴的連関は見当たらずと、(5)地域差に關しては、『朝日』とほとんど変わらぬこと、といった一連の諸結果にほかならない。

これら連関諸態様は憲法第九条改正による全面的再軍備問題のばあいにも、いっそう鮮明に描きだされるのである〔表11参照〕。まず、年齢差についてみると、性別にかかわらず、賛成層は一般に二〇代から五〇代に向かつて年齢のすすむにつれて漸増し⁽¹⁾（ただし、女性のばあい、男性ほどの規則性はない）、とくに男性の四〇才以上は賛成層の有力な支柱であるといつてよい。しかしながら、これら再軍備世代においてさえ、△三七・八Mの調査時点にいたると、五〇代をのぞき（ただし、その差は僅少であるとともに、漸減傾向を示す）、

表 11 社会的諸属性別にみた改憲・再軍備世論の実態 (数字は%)

| 憲法改正による再軍備の是非 | | 賛 成 | | | 反 対 | | | そ の 他 ・ 答 え な い | | | |
|---------------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|-----------------|--------|-------|----|
| | | 30. 11 | 32. 11 | 37. 8 | 30. 11 | 32. 11 | 37. 8 | 30. 11 | 32. 11 | 37. 8 | |
| 社会的属性 | | | | | | | | | | | |
| 性 別 | 男 | 51 | 43 | 33 | 38 | 48 | 60 | 11 | 9 | 7 | |
| | 女 | 24 | 22 | 20 | 45 | 54 | 62 | 32 | 24 | 18 | |
| 年 齢 別 | 20~29才 | 男 | 37 | 28 | 18 | 55 | 66 | 76 | 8 | 7 | 6 |
| | | 女 | 20 | 17 | 14 | 61 | 67 | 74 | 19 | 17 | 12 |
| | 30~39才 | 男 | 52 | 41 | 25 | 42 | 54 | 68 | 7 | 5 | 7 |
| | | 女 | 27 | 22 | 19 | 49 | 62 | 70 | 24 | 16 | 12 |
| | 40~49才 | 男 | 57 | 50 | 42 | 33 | 44 | 52 | 10 | 6 | 6 |
| | | 女 | 29 | 26 | 21 | 38 | 55 | 63 | 33 | 19 | 15 |
| | 50~59才 | 男 | 56 | 52 | 48 | 32 | 39 | 45 | 12 | 10 | 8 |
| | | 女 | 25 | 29 | 29 | 31 | 43 | 53 | 44 | 27 | 18 |
| | 60才以上 | 男 | 59 | 55 | 41 | 18 | 26 | 26 | 23 | 19 | 11 |
| | | 女 | 19 | 20 | 23 | 26 | 29 | 37 | 55 | 51 | 40 |
| | 学 歴 別 | 0—6年 | 31 | 30 | 27 | 31 | 39 | 49 | 38 | 32 | 24 |
| | | 7—9年 | 39 | 34 | 27 | 44 | 54 | 62 | 17 | 13 | 10 |
| 10—12年 | | 40 | 29 | 25 | 52 | 64 | 68 | 8 | 6 | 6 | |
| 13年以上 | | 43 | 39 | 24 | 53 | 58 | 73 | 4 | 3 | 3 | |
| 職 業 別 | 給料生活者 | 33 | 26 | 20 | 56 | 64 | 74 | 11 | 10 | 6 | |
| | 産業労働者 | 34 | 32 | 23 | 50 | 54 | 67 | 16 | 13 | 11 | |
| | 自営・商工業者 | 47 | 41 | 35 | 36 | 45 | 55 | 17 | 13 | 11 | |
| | 農林漁業者 | 35 | 30 | 28 | 35 | 49 | 53 | 30 | 21 | 19 | |
| | その他・無職 | 36 | 30 | 25 | 30 | 39 | 43 | 33 | 31 | 31 | |

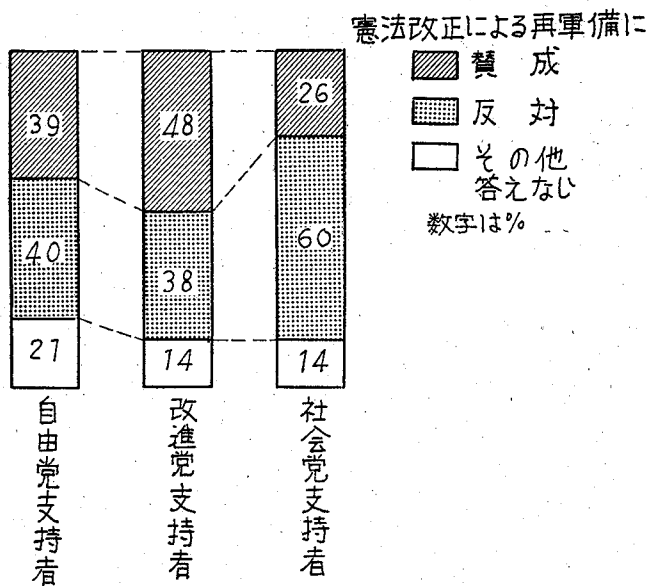
他の年代では、賛成層よりも、反対層がやや優位に立ちはじめ、賛成世論の全般的凋落を明白に顯示しているのである。一方、反対層のばあい、性別にかかわりなく、年齢の若くなるほど増大し、とくに二〇代の反対層は首尾一貫して賛成層を大幅に上回っているばかりでなく、調査ごとになだらかな

一〇〇〇調査において、反対層はわずかながら賛成層を上回り、三三七・八調査になると、さらに大きく賛成層を引きはなす伸びをみせ、反対層の男女差は接近してきている。職業階層別にみると、賛成層のばあい、商工業者の優位性が目立つほか、あまり特徴的分布はみられないが、反対層の

上昇カーブを示し、反対世論の中核的存在であることを物語っている。三三〇・一一以降、各世代とも、反対層は上り坂に向かうが男女ともに、三〇代が二〇代に肉迫しつつある点に注意すべきであろう。

女性は各年代をとおして反対層が恒常的に優位性を保持し、しかも、全体として増勢基調にあることも、際立った特徴である。この特性は必然的に性別差と相互連関し、女性の反対層への全般的傾斜となつて現われる。男性は従来どちらかといえば賛成層への親近性を示していたが、三三二・

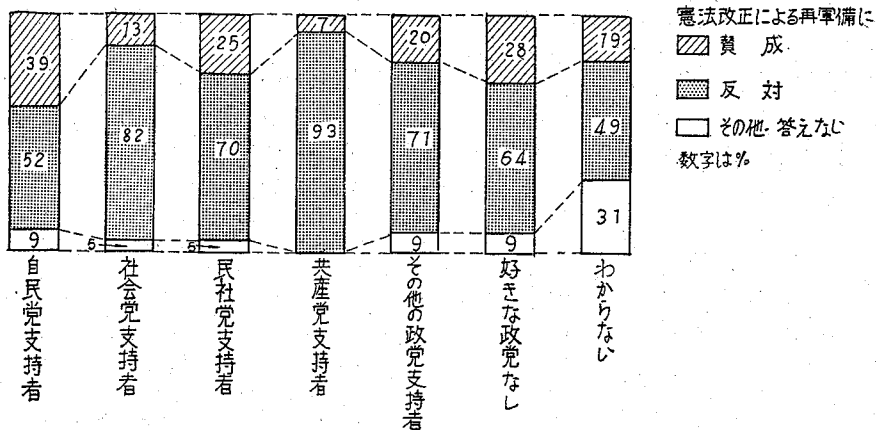
図 45 a 支持政党別にみた改憲・再軍備世論 (その 1)
—28.2A—



ばあい、給料生活者と産業労働者への顕著な傾斜がみられ、しかも、調査ごとにその勾配はすくなくなっている。再軍備の一般論的是非のばあいと異なって、給料生活者が産業労働者より以上につよい反対態度を表明している点に着目すべきであろう。

学歴差に関して、とくに特徴的連関はほとんど認めがたい

図 45 b (その 2) —37.8A—



が、反対層のばあい、中・高学歴層の勾配が低学歴層にくらべて鋭角的であるといつてよからう。地域差については、なとも判定しかねるが、都市部が郡部にくらべて反対層への志向性をはらむものの、最近の傾向としては、両者の落差はほとんど消滅しつつあるのではないかと推測される。

支持政党別との連関についてみると、改進黨の存在していた時期には、賛成派の改進黨、中間派の自由党、反対派の社会党・共産党といった政治的配置図が国民世論のうえにも明確に反映されていたが〔図45 a 参照〕、最近の世論状況はヨリ複雑に入りこんだものになっている。△三七・八A△にみられるように、賛否両層を分割する基軸が保守、革新の両極座標であるとしても、自民党支持者のばあいでは、その過半数は反対層にぞくし、むしろ革新系の軸への片寄りを示しているのである〔図45 b 参照〕。

すでに言及したように、政府調査のばあい、自衛権の明記という方向に憲法を改正し、再軍備することの是非をたずねているため、『朝日』と大分ズレた世論反応を呈示していた。このような世論文脈においては、社会的、心理的諸要因との連関においても、若干の偏差を生ぜざるをえない。

まず、(1)年齢のすすむにつれて、賛成層は漸増する傾向を一般に示すが、この傾向は男性に顕著であつて、男性の四〇才以上が賛成層の有力な担い手であることに変わりはないが、女性はやや乱調気味である。反対層のばあい、年齢の若いものほど、その比率を高め、とくに二〇代における反対層が賛成層を圧倒

している点は共通しているが、各年代をとおしての女性の優位性パターンは崩れている。その結果、性別差との連関において、女性の反対層への傾斜は全面的に後退せざるをえなくなっている。このことは、DKグループの増大からある程度推察しうるように、ロジックにもろい、女性の反対世論の感性的体質を示唆しているといえるかもしれない。(2)職業階層差のばあい、賛成層と反対層との境界が割合と明確であつて、商工業・サービス業者、自由業者、管理職、農林漁業者は前者に、事務職、専門技術職、労務職は後者への明らかなる傾斜を示している。学生層の反対層への傾斜も顕著である。(3)学歴差においても、特徴的連関がみられ、高学歴層は反対層への、低学歴層は賛成への志向性を顕出せしめている。(4)地域差に関しては、あまり明確な連関はみられず、郡部の賛成寄りの傾向が多少うかがわれた時期もあったが、△三七・八△調査では、地域差にかかわらず、反対層の比率が優勢になってきている。しかしながら、その勾配は大都市になるほどつよまっている。(5)支持政党別にみると、賛成層の自民党支持者と反対層の共産、社会両党支持者を両極として、その中間に民社党支持者が位置する政治的構図は動かめとしても、この世論調査では、自民党支持者の賛成層は反対層を著しく上回っている。(6)さいごに、政府調査において興味深く、かつ有意義な事実発見として、憲法知識度との相関がある。反対比率は憲法知識度の高いものほど上昇し、高知識層は反対層への傾斜をみせるとともに、逆に、低知識層は賛成層にまわる確率の高いことが示され、憲法知識の適切な普及徹底に比例して、憲法改正による本格的再軍備に対する世論の抵抗が盛りあがる可能性が示唆されているのである。

(1) 日高六郎らが昭和三九年二月、東京、千葉でおこなった「政
 党支持と政治意識の動向」に関する世論調査によると、東京の
 ばあい、護憲勢力の中核体が二〇代でなくて(二〇代では、憲
 法改正賛成層がわずかながら反対層を上回っている)、三〇代
 であることが明らかにされている(ただし、千葉のばあい、反
 対層の強さは二〇代から三〇代にかけて、ほとんど同じであ
 る)。この調査結果から、ただちに、従来の支配的な連関パタ
 ーンに基本的変化を生じたと速断することは危険であるが、再
 軍備世論の最近の動向を考察するばあい、注意すべきひとつの
 局面であることに変わりない。『政党支持と政治意識の動向に
 ついての調査報告』昭和三九年一二月、平和経済計画会議。

(13)

以上、再軍備問題をめぐる国民世論の動向について、既存
 の主要な全国的規模の調査資料を中心に、可能なかぎり多面
 的な分析を試みたが、再軍備世論の今日的状況はなによりも、
 現実レベルと原理レベルにおける分裂ないし相克として特徴
 づけられるであろう。再軍備世論の高揚期には、必要最小限
 度の自衛軍事力という素朴な国防観念が比較的初歩段階の再
 軍備現実にはマッチしていた事情とも結びあつて、国民世論は
 さほど神経質にならずに再軍備に賛成する構えを示し、さら
 に再軍備の前提条件として、憲法改正の必要性をストレート
 に容認していたと思われ、このかぎりにおいて、現実レベル
 と原理レベルにおける世論反応の一貫性が一応保持されてい

表 12 a 第九条の憲法解釈をめぐって

| 調査時点 | 37.8G | 38.8G |
|-----------------|-------|-------|
| 二つの対立 する憲法解釈 | | |
| 一切軍備をもたない | 17 % | 15 % |
| 自衛の軍備まで否定していない | 37 | 39 |
| 不 明 | 7 | 7 |
| 小 計 | 61 % | 61 % |

(注) 今の憲法では、「日本は一切軍備を持たないことにな
 っている」という意見と、「自衛のための軍備ま
 まで否定しているわけではない」という意見を、「知
 っている」ものだけに回答を求めている。

表 12 b 自衛隊は違憲かどうか —40.8K—

| | | | | | | | |
|----|-----|----|-----|---------------|-----|-----------|-----|
| 違憲 | 25% | 合憲 | 30% | いちがいに いいない | 23% | わからな い | 22% |
|----|-----|----|-----|---------------|-----|-----------|-----|

たと推定されよう。しかしながら、ほとんど無原則的に拡張
 してやまぬ再軍備の既成事実を直面し、さらに政府の第九条
 解釈の強権的態度性が対応的に増幅するにつれ、「必要最小
 限度の自衛軍事力」と「憲法改正」との重層反応は次第に崩
 れ、分裂してゆくのである。すなわち、すでに指摘したよう
 に、自衛軍事力の現実的指標にほかならぬ自衛隊に対して、
 現状肯定派が優位に立つと同時に、他方では、憲法改正によ
 る本格的再軍備への国民世論の抵抗を拡大強化してゆく。
 この再軍備の世論状況に関連して、一方では、第九条

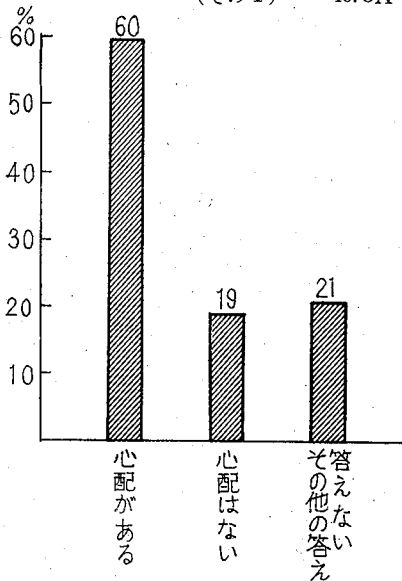
解釈として、自衛戦力の保持は憲法上可能であるという立場が国民世論の内部にも漸次浸透し〔表12 a・b 参照〕、いわゆる「憲法の変遷」をきたし、ことさら憲法改正という非常手段に訴える必要性が相対的に減退したが、再軍備世論へのいわば自然的反作用を結果的に惹起したといえるにしても、他方では、なしくずしに強行される再軍備に対する国民世論の不安感、あるいは抵抗性の表出にも言及すべきであろう。しかしながら、この国民世論の抵抗性も、すでに明らかのように、「再軍備」の観念の射程から「自衛軍事力」（自衛隊）をはじめだす質的代償ともなつて表出されている事実を同時に認めざるをえないところに、もっとも深刻な問題性をはらむのである。

再軍備世論の二面的性格に関しては、憲法第九条の目的論的ないし複線的解釈の国民世論への反映として理解することもできるであろうし、あるいはまた、国民世論の中間的性格ないし妥協のメンタリテイといった説明も可能であろう⁽¹⁾。しかし、これら説明の妥当性もさることながら、このような再軍備世論の特殊形態の背景に、平和主義の「意見の風土」が国民的規模において遍在する基礎的事実を、まず確認すべきであろう。じじつ、再軍備がわが国の安全保障の大動脈であると考えるほど、戦後の国民世論は愚かでなく、その再軍備世論も戦前の軍国主義との境界線を示し、ある程度抑制的性格をもつことは、既述の世論分析とおして自明のことである。あるいはヨリ象徴的というなら、再軍備即戦争という

国民感情の理屈ぬきの反射反応に、再軍備世論に潜在する平和主義の体質がなによりも露呈されているのである。

もちろん、この単純等式化の論理的飛躍性を容易に問題にしうるとしても、ヨリ重要なことは、そのような単純論理の背景にひそむ深い歴史的教訓を汲みとることではなければならぬ。戦争は本質的に罪悪であつて、いかなる戦争も否定されるべきだ、という徹底した平和主義の哲学を、国民世論は多様な質的段階において体験的に学習したというべきである。ヴェトナム戦争の深刻化ともなつて、日米安保体制のはらむ戦争挑発的契機の危険性が再認識されるとともに〔図46参照〕、日本の平和と安全の方途として、中立主義的政策への欲求がつよく顕出されてくるのも〔図47参照〕、このよ

図46 ヲトナム戦争の拡大によって、日本は戦争に巻きこまれる心配があるか(その1) —40.8A—



うな国民世論の体質を、たんに心情的平和主義として片づけられぬ論理的インプリケーションを内包するといわざるをえない。

しかしながら、国民世論の深部に食いこんでいる平和主義も、その原形質のままでは、徹底した再軍備反対あるいは絶対平和主義に転化しうる主体的エネルギーになりにくい。戦争をいかに阻止し、絶滅するかという能動的発想より

| 心配がある理由 | | (60%) | |
|--------------|----|---------------|---|
| 日本に米軍基地があるから | 15 | 日本も直接的関係があるから | 2 |
| 沖縄に米軍基地があるから | 6 | 拡大すればまきこまれる | 5 |
| 日米安保条約があるから | 3 | その他の理由 | 8 |
| 日米のつながりからいって | 11 | 理由をあげない | 7 |
| 地理的政治的位置から | 3 | | |

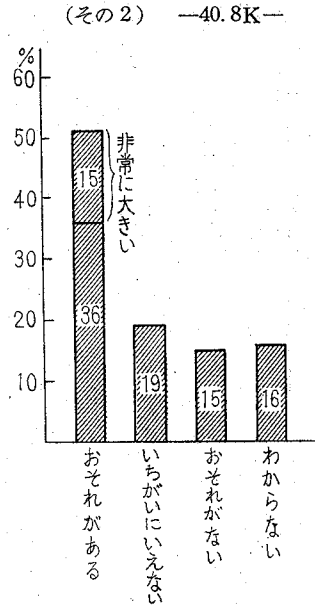
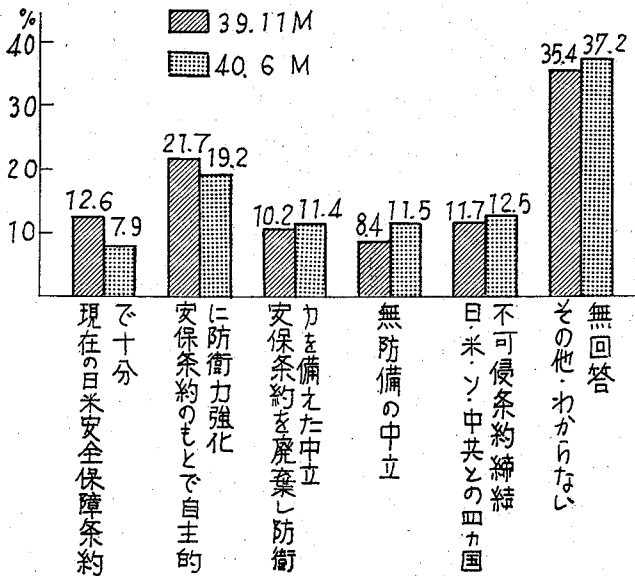
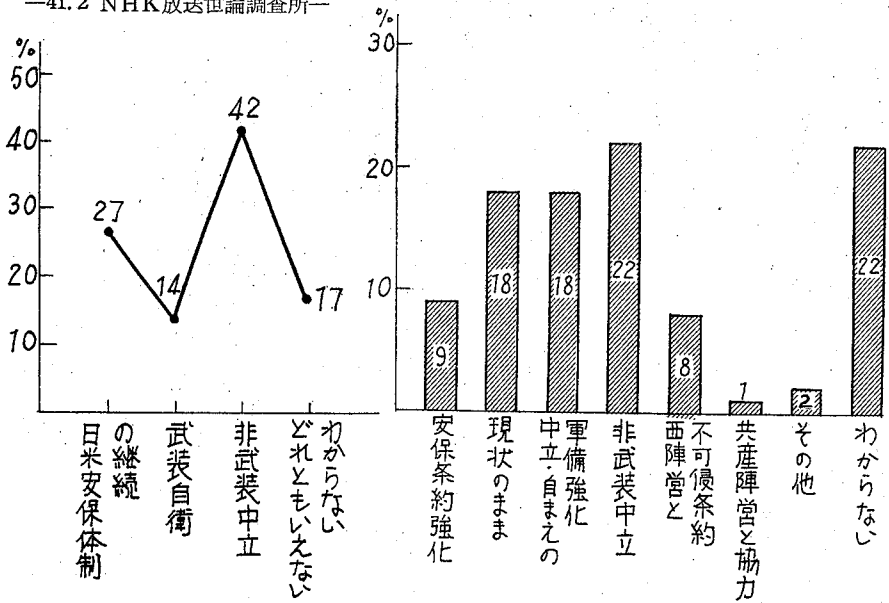


図 47 日本の平和と安全をどうして守るか (その1)



も、いかに戦争に備えるかという惰性的発想に基づく再軍備論に、たとえ幾多の留保条件が付与されるにせよ、一定の親近性を呈示せざるをえない国民世論の体質は否定しえぬ半面の事実であるからである。「真空は侵略を招く」という反共論理、「武力をもたざる国は背骨をもたざる虫」といった素朴な比喩、「備えあれば憂いなし」といった旧軍部の発想な



どに容易に感染しやすく、その結果、それぞれの基本命題を支える客観的諸条件の具体的検討なしに、自衛再軍備の必然性をなんらかの程度において容認せざるをえないのも、国民世論の虚弱体質を物語っているといえよう。そしてこのかぎり、平和主義の国民世論も、「武装平和」の矛盾カテゴリーに帰属する一面をもっている。

なるほど、一方に、こんにちの国際政治の力学に照らして武装平和論こそ、もっとも現実的であって、その方向への国民世論の傾斜はその「良識」の表徴であるという立場も存在する。しかしながら、「武装平和」に内在する本質的矛盾をすどく認識し、その矛盾を止揚すべき主体的努力の欠落した武装平和論は、まさに髪を毛一筋でつるされたダモクレスの剣のように危険であるといわなければならない。平和主義の国民世論は一面において、このような危険性に対して適切な免疫性をそなえているとはいいたいように思われる。すなわち、自衛隊現状維持派を跳躍台に本格的な再軍備への脱皮を試みる顕在的な政治的反動に、おそらく激烈な抵抗を示すであろう国民世論が、潜在的に膨張する再軍備の既成事実に対し黙認的同調性を併存的に示す、といった自家撞着に陥る危険性にほかならない。ことに、原理レベルにおける再軍備反対世論の上げ潮にもかかわらず、再軍備の論理的対極にある非武装中立が漸次国民世論の支持を高めながらも、いまだ国民世論を方向づける基本目標になりきっていない現状においては、再軍備反対世論が原理レベルにおいて徒らに

空転する危険性はいっそう倍加せざるをえないであろう。このような推論の妥当性を認めるなら、既成事実の重圧を一斉にはねかえしうるような強靱な抵抗力をもつほどに、平和主義の国民世論を論理的に「再武装」することによって、基本目標を固定し、その方向に一步でも半歩でも系統的に接近してゆくための具体的諸条件を克明に洗いだし、着実に実現してゆくことを、分裂と矛盾に苦悩する再軍備世論を収束するほどと唯一の実効的方途であるように思われる。

(1) 小林直樹『日本における憲法動態の分析』昭和三八年、岩波書店、二六七—八頁。

〈本稿の利用した世論調査資料〉

I 新聞社関係 (※印をのぞき、他はすべて全国調査)

- (1) 「平和日本樹立の方向」『読売』二四・八・一五
- (2) 「全面講和か単独講和か」※『毎日』二四・一一・二二
- (3) 「講和をどう考える」※『朝日』二四・一一・二五
- (4) 「わが国安全保障の道」『毎日』二五・九・三
- (5) 「講和と日本再武装」『朝日』二五・一一・一五
- (6) 「講和と自己防衛」(七七・下)『毎日』二六・一・三、一・四
- (7) 「ダレス特使に答える」(講和と安全保障について)『毎日』二六・三・三
- (8) 「再軍備どうあるべきか」『読売』二六・三・二六
- (9) 「日本再建と防衛」※『毎日』二六・八・一六
- (10) 「講和と日本の進路」『読売』二六・八・一五
- (11) 「講和条約をどう思うか」『朝日』二六・九・二〇

- (12) 「日本をどう防衛するか」『読売』二七・二・八
- (13) 「再軍備どう考える」『朝日』二七・三・二
- (14) 「平和憲法をどう思うか」『朝日』二七・三・三
- (15) 「再軍備をどう思うか」『毎日』二七・四・一四
- (16) 「憲法改正どう思うか」『読売』二七・四・一六
- (17) 「講和をどう考える」『朝日』二七・五・一七夕刊
- (18) 「予備隊で再軍備すべきか」『朝日』二七・九・二二夕刊
- (19) 「第四次吉田内閣をどう見るか」『読売』二七・一一・二二
- (20) 「吉田内閣をどう思うか」『毎日』二八・一・一五
- (21) 「再軍備をどう思うか」『朝日』二八・二・一四
- (22) 「どの党を支持するか」『毎日』二八・四・六
- (23) 「ソ連の新動向と日本の再軍備」『読売』二八・四・六
- (24) 「次期政権の在り方」『朝日』二八・五・三
- (25) 「軍備問題をどう思うか」『朝日』二八・六・二二
- (26) 「外交政策はどうあるべきか」『朝日』二八・六・二四
- (27) 「防衛力増強どう思うか」『毎日』二八・一〇・五
- (28) 「今の暮しをどう思うか」『朝日』二八・九・二九
- (29) 「政局と自衛隊をかくみる」『読売』二九・一・六
- (30) 「吉田内閣を信任するか」『朝日』二九・五・一六
- (31) 「政局に望む」『読売』二九・七・一一
- (32) 「憲法改正に賛成か反対か」『朝日』三〇・一一・二三
- (33) 「憲法改正をどうみるか」『朝日』三二・一一・二七
- (34) 「安保改定をどう思うか」『毎日』三四・八・二六
- (35) 「安保改定をどう見るか」『読売』三四・一〇・四
- (36) 「安保改定をどうみるか」『朝日』三五・一・一八
- (37) 「憲法改正をどう思うか」『朝日』三七・八・一七夕刊

- (38) 「佐藤内閣に望む」『毎日』三九・一二・一四
- (39) 「参院選・ことういう政策を」『毎日』四〇・六・一八
- (40) 「ベトナム戦争をどうみるか」『朝日』四〇・八・二四

II 政府関係(全国調査)

- (1) 「憲法に関する世論調査」(1)~(9)『内閣官房審議室・広報室』
- (2) 「防衛問題・自衛隊に関する世論調査」『総理府広報室』三
八・六

III その他(全国調査)

- (1) 小林直樹「憲法第九条をめぐる国民意識」『法律時報』昭和
四一年一月号
- (2) 児島和人「生活と政治をめぐる国民の不満と期待」『文研月
報』(NHK総合放送文化研究所・放送世論調査所) 昭和四一
年五月号